

報告事項ア

件名	県議会令和3年2月定例会概要について
提出理由	県議会令和3年2月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。
概要	<p>1 会期 令和3年2月19日（金）～3月26日（金）（36日間）</p> <p>2月19日 開会 2月26日 文教委員会 2月26日～3月1日 代表質問 3月2日～3月4日 一般質問 3月8日 文教委員会 3月10日 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会 3月16日 予算特別委員会 部局別質疑 3月19日 予算特別委員会 総括質疑 3月23日 予算特別委員会 討論、採決 3月25日 委員長報告 3月26日 委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会</p> <p>2 本会議の質問 質問者数 13人中 8人（61.5%） 質問本数 169本中 22本（13.0%）</p> <p>3 文教委員会における付託議案 5件</p> <p>4 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査事項 1件</p> <p>5 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会の意見・提言 4件</p> <p>6 予算特別委員会における付託議案 2件</p> <p>7 その他 文教委員会及び人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会の委員一覧</p>

（ 財 務 課 ）

県議会令和3年2月定例会

本会議における質疑質問者氏名・
質疑質問事項・質疑質問要旨・答弁要旨

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁	
2 月 26 日 (金)	小島 信昭 (自民)	教 育 な し		
	岡 重夫 (県民)	3 自殺防止対策について (知事・疾病対策課*)	4	
			(生徒指導課)	6
		7 県立高校卒業生の就職支援について (高校教育指導課)	8	
3 月 1 日 (月)	田並 尚明 (民主フォーラム)	7 I C T教育について (高校教育指導課、義務教育指導課)	10	
	西山 淳次 (公明)	6 35人学級と優秀な教員確保に向けて (小中学校人事課、義務教育指導課、財務課、保健体育課、教職員採用課)	13	
3 月 2 日 (火)	小川 真一郎 (自民)	3 NHK大河ドラマを契機とした観光振興とPR推進について (1)「青天を衝け」に合わせた観光振興について (産業労働部長・観光課*)	16	
		(2) 埼玉150周年に絡めた「鎌倉殿の13人」のPR 推進について (県民生活部長・広聴広報課*)	17	
	江原 久美子 (県民)	1 渋沢栄一をブームで終わらせない (1) 庁内連携強化に知事のリーダーシップを (知事・観光課*)	19	
		(2) 子どもたちの学びに渋沢栄一を (高校教育指導課、義務教育指導課)	21	
		(3) 豊富な人材と所蔵の品を生かして (文化資源課)	22	
		2 県立高校の再編整備に発想の転換を (魅力ある高校づくり課)	23	
	3 あなたの時間を倍にする「聴く本(オーディオブック)」 の導入を (生涯学習推進課)	24		

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁	
3 月 2 日 (火)	白根 大輔 (民主フォーラム)	4 教育格差是正に向けた取組について (福祉部長・社会福祉課*)	25	
		5 学校の働き方改革について (小中学校人事課、県立学校人事課)	27	
3 月 3 日 (水)	千葉 達也 (自民)	3 教育施設の耐震化について (1) 本会議における過去の答弁について (2) 耐震化率100%に向けた今後の計画について (3) 市町村立小中学校の耐震化率について (財務課)	28 29 30	
	萩原 一寿 (公明)	教 育 な し		
	宇田川 幸夫 (自民)	1 スタートアップの創出に向けて (3) 起業家教育について (知事・産業支援課*)	31	
3 月 4 日 (木)	永瀬 秀樹 (自民)	3 県有資産の維持管理について (総務部長・管財課*)	33	
		鈴木 正人 (県民)	1 新型コロナウイルス感染症対策における手洗いと消毒の徹底について (知事：感染症対策課*)	37
			(保健体育課)	39
		4 日	3 厳しさを教える教育について (知事：義務教育指導課)	40
			(義務教育指導課、高校教育指導課)	41
			4 領土主権における現在までの取り組みと成果及び今後の取組について (知事：高校教育指導課)	42
		(高校教育指導課、義務教育指導課)	43	

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
3 月	鈴木 正人 (県民)	6 北朝鮮による拉致問題解決のための施策について (1) 映画「めぐみへの誓い」の支援について (福祉部長・社会福祉課*)	45
		(2) 北朝鮮による拉致問題啓発教材及びDVDの活用状況について (人権教育課)	46
	4	7 離婚後の親子交流について (2) 親になるための学校教育について (義務教育指導課、高校教育指導課、生涯学習推進課)	48
日 (木)	諸井 真英 (自民)	4 未成年者と関わる職業から性犯罪者を排除するには (2) わいせつ事件で懲戒処分を受けた教員の現場復帰について (知事：教職員採用課)	49
		(教職員採用課)	50
		5 これからの県立高校の在り方について (魅力ある高校づくり課、高校教育指導課)	52

* 教育に関連のある答弁のため掲載

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.2	3年2月26日	岡重夫 議員
【質問事項】			
3 自殺防止対策について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> 「ゲートキーパー制度」を県が主体となり、更に充実させて自殺者を減らす取組が必要と考えるが、見解を伺う。 			

【答弁要旨】

次に、御質問第3の「自殺防止対策について」のお尋ねでございます。

県内の自殺者数は平成22年以降減少傾向にありました。

これは埼玉県自殺対策連絡協議会において、医療、福祉、教育、労働、警察など各分野からの委員及び民間団体で協議の上、埼玉県自殺対策計画を策定し、共に取組を進めてきた結果と受け止めています。

ところが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年の県内自殺者数は、最初の緊急事態宣言解除後の6月以降増え始め、10月には前年比86.7パーセント増の155人に急増をいたしました。

これを受け、県では平日午前9時から午後5時まで実施していた自殺予防電話相談「こころの健康相談統一ダイヤル」を11月1日から年中無休の24時間化し、悩みを抱える方からの相談対応体制を強化をいたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中であって、11月以降、県内の自殺者数はほぼ前年水準まで減少してくるなど、相談体制の強化が一定の効果を上げているものと考えております。

しかし、この感染症の影響は長期に及ぶと考えられることから、コロナ禍の下、アフターコロナを見据えた対策を講じる必要があります。

自殺者が増えてしまうのではないかという危機感を、相談に対応している行政、民間団体、有識者など様々な分野の支援者が強く共有をしております。

このため、議員から御提案がありましたゲートキーパー制度の有効性を改めて評価し、実践することは、非常に重要だと考えています。

こういう時期だからこそ、例えば行政機関の窓口対応者には、相談者の不調のサインに気づき、一緒に考え、安心につながる情報を提供するなど問題の解決に寄り添う

ゲートキーパーの役割が求められています。

このため今後は、県が主体となってゲートキーパーの重要性の周知、様々な分野での養成方法や好事例を市町村に対して紹介するなど、ゲートキーパー制度を充実させてまいります。

この危機感を共有するため、私自ら市町村長に対し、直接働き掛けを行うつもりでございます。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年2月26日	【質問議員】 岡重夫 議員
【質問事項】 3 自殺防止対策について			
【質問要旨】 ・ 東京大学大学院との連携協定における研究を通じ、SOSの出し方に関する教育についての実態調査を行う考えがあるか伺う。 ・ 研究全体を通じ、どのような体制整備を目指すのか伺う。			

【答弁要旨】

御質問3「自殺防止対策について」お答えを申し上げます。

まず、SOSの出し方に関する教育についての実態調査を行う考えがあるかについてでございます。

議員御指摘の、県内小・中学校や高校における自殺事案の増加につきましては、かけがえのない尊い命が失われたことに大変心を痛めており、極めて憂慮すべき状況であると認識しております。

自殺をはじめとする生徒指導上の様々な課題の背景には、心の不調に起因するものも多くあり、児童生徒から発信されるサインに早い段階で気づき、支援につなぐことが重要です。

そこで県では、令和2年11月、児童生徒自らの援助を求める力の向上や、児童生徒から発信されたSOSを学校全体で受け止め、支援していくための体制の強化に向けた研究を行うため、東京大学大学院と連携協定を締結いたしました。

また、国が定めている自殺総合対策大綱にも、児童生徒が命や暮らしの危機に直面したときの対処法や、苦しいときには助けを求めても良いことを学ぶ教育の推進が明記されており、自殺防止対策の一つとして、SOSの出し方に関する教育を推進することが大変重要であると考えます。

各学校におけるSOSの出し方に関する教育についての実態につきましては、今回の研究においてしっかりと把握し、必要な対策の検討につなげてまいります。

次に、この研究全体を通じ、どのような体制整備を目指すのかについてでございます。

自殺を含む様々な問題を防ぐためには、学校が児童生徒の心身の不調を早期に発見

するとともに、児童生徒自ら援助を求める力を付けることが大切です。

そのためには、校内の体制を一層充実・強化することが必要であると考えております。

そこで今回の研究を通じて、教職員の資質向上策や、外部専門機関等との連携を含めた効果的で実効性のある校内体制の整備について、検討してまいります。

今後、児童生徒に対して、ためらうことなくSOSを発信できる力を身に付けさせるとともに、そのSOSを受け止めることができる組織体制を構築し、児童生徒の自殺予防対策にしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年2月26日	【質問議員】 岡 重夫 議員
【質問事項】 7 県立高校卒業生の就職支援について			
【質問要旨】 ・ 県立高校の卒業予定者の中で就職を希望しながら未だ就職が決まっていない生徒が現時点で何人いるのか。 ・ 今後の支援をどのようにするのか。			

【答弁要旨】

次に、御質問7「県立高校卒業生の就職支援について」お答えを申し上げます。

まず、今年度の県立高校卒業予定者の中で、いまだ就職が決まっていない生徒が現時点で何人いるのかについてでございます。

今年度の県立高校における就職希望者のうち、1月末現在で就職が決まっていない生徒は458人おり、率にして約7パーセントとなっております。

就職を希望する生徒が、一人でも多く就職先を決めた上で、卒業式を迎えられるようにすることが大切だと考えており、県立高校では、現在も粘り強く就職支援に取り組んでおります。

次に、今後の支援をどのようにするのかについてでございます。

コロナ禍における雇用情勢の悪化が見込まれたことから、地元企業だけではなく、県内全域から就職先を探すことを促すため、今年度から新たに、県内各地区における求人件数などをまとめた資料を作成し、学校に提供しております。

また、これまで求人になかった県内企業を中心に教育局の担当者が訪問し、直接求人を依頼するなど、新たな雇用先の確保に努めてまいりました。

各学校におきましても、ハローワークと連携し、常に最新の求人情報を収集するとともに、生徒に希望の職種や地域の拡大を指導したり、継続的に面接指導を行うなど、より多くの生徒が卒業前に就職が決まるよう取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、これらの取組を今まで以上に強化してまいります。

議員御指摘の就職が決まらずに卒業する生徒につきましては、これまで、卒業後3か月に重点を置いて支援してきたところですが、今年度からは、卒業後も就職が決まるまで継続的に連絡を取り、ハローワークと連携しながら、しっかりと就職支援を

行ってまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 3年3月1日	【質問議員】 田並 尚明 議員
【質問事項】 7 ICT教育について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1台端末の実現により埼玉県教育は具体的にどのように変わり、県としてICTを活用した教育について将来的なビジョンをどう描いているのか。 ・ 新年度において、教員の指導体制などをどのように整え、対応していくのか。 ・ ICTの活用について、各自治体・各学校・家庭間で格差が生じないように県としてどのようにフォローしていくのか。 ・ 端末の更新費用などの財源により、子供たちが住んでいる地域によって学ぶ環境に差が出ないように、どのように対応していくのか。 			

【答弁要旨】

御質問7「ICT教育について」お答えを申し上げます。

まず、1人1台端末の実現により埼玉県教育は具体的にどのように変わり、県としてICTを活用した教育について将来的なビジョンをどう描いているのかについてでございます。

1人1台端末の環境が実現されることで、他県や海外の児童生徒とオンラインで交流しながら授業ができるようになったり、一人一人の学習状況に応じた課題を配信するなどの個別最適化された学習が可能となります。

また、ICTを活用することで、台風などにより臨時休業を行った場合や、病気や怪我により入院している児童生徒がいる場合にも、児童生徒の学びを継続することができます。

今後、本県で取り組んできた協調学習などの授業実践と、最先端のICT教育を融合することで、新たな学びを創出し、児童生徒の力を最大限に引き出し、これからの社会をたくましく生き抜く力の育成に努めてまいります。

次に、新年度における県内各学校でのICT活用について、県としてどのように対応する考えなのかについてでございます。

令和2年9月に県が実施した調査の結果、例えば、タブレット端末を活用した授業を実施することに習熟していない高校教員が1割程度いることが分かりました。

また、小・中学校を対象に実施した調査においても、半数程度の学校がICT関係の研修が不足していることを課題として挙げております。

そこで、11月以降、県立総合教育センターにおいて、小・中・高・特別支援学校の管理職や教員の希望者を対象に、授業におけるICT活用研修を新たに5回実施するなど、教員のICT指導力の向上に努めてまいりました。

また、「ICT教育ガイドライン」を策定し、各教科等の指導における活用方策や指導例を各学校に具体的に示しました。

新年度につきましては、これらの取組などの一層の充実を図るため、ICT教育の推進に向けた体制強化を図りたいと考えております。

次に、ICTの活用について、各自治体・各学校・家庭間で格差が生じないように県としてどのようにフォローしていくのかについてでございます。

県では令和2年8月に、通常登校再開後の各学校の授業等の状況に関する調査を実施し、その中で学校や家庭におけるICT活用の課題などを把握した上で、市町村や学校に改善を働き掛けてまいりました。

具体的には、ICTの活用能力の高い教員はいるものの、教員の活用能力の差が大きいことを多くの学校が課題にあげていたことから、県としてもICT活用の好事例の収集や研修の見直しを図るとともに、市町村や各学校が取り組むべきことを整理し、対応を要請いたしました。

また、学校が臨時休業になった際には、家庭にICT環境がない児童生徒が必要な支援を受けられるよう、学校のパソコン教室を開放したり、モバイルルーターの貸与を行うなどの必要な対応策を検討するよう各学校に促しました。

さらに、市町村間でICTを活用した教育に格差が生じないよう、12月には、さいたま市を除く全ての市町村の担当者を集めた「埼玉県ICT活用推進ワーキンググループ」を設置し、国の動向についての情報や、県内の好事例の共有などを図っております。

今後も引き続き、県内市町村や各学校の実態をきめ細かに把握しつつ、ICT活用について格差が生じないようしっかりと支援してまいります。

次に、端末の更新費用などの財源により、子供たちが住んでいる地域によって学ぶ環境に差が出ないように、どのように対応していくのかについてでございます。

G I G Aスクール構想で整備した端末の更新に係る経費については、莫大な財政支出を伴うことから、市町村から懸念の声が上がっており、県としても重要な課題であると認識しております。

県といたしましては、G I G Aスクール構想が国主導の下に進められたものであり、I C T環境を維持するための端末の更新費についても、国による十分な財政支援が不可欠と考えております。

このため、県では、これまでも更新経費などに係る継続的な財政支援を行うよう、国に要望してまいりました。

文部科学省では、関係省庁や地方自治体などと協議して検討を進めるとしてありますので、今後、県内市町村や全国都道府県教育委員会連合会などとの連携を強化し、様々な機会を捉え国に強く要望してまいります。

小中学校人事課、義務教育指導課、財務課、保健体育課、教職員採用課

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	3年3月1日	西山 淳次 議員
【質問事項】			
6 35人学級と優秀な教員確保に向けて			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新年度に3年生が35人学級になると、県全体で約何学級が増えるのか、教室の確保は大丈夫か、今後の教員採用の見通しはどうか。 ・ 残業時間削減のために行ってきた取組の現時点での成果と今後の課題についての認識について伺う。 ・ 学校行事についても大胆に見直していくことを県教育委員会として発信すべきと考えるが、見解を伺う。 ・ 教員の資質向上のための環境作りは進んでいるのか、今後の取組も含めて見解を伺う。 			

【答弁要旨】

御質問6「35人学級と優秀な教員確保に向けて」についてお答えを申し上げます。

国では、いわゆる義務標準法を改正し、令和3年度には小学校2年生を40人学級から35人学級とし、その後、段階的に小学校6年生まで35人学級とする見込みとなっております。

県では、平成17年度からティームティーチング等を行うための加配定数を活用して、小学校2年生を35人学級としておりますが、国の法案提出を受け、令和3年度からは、新たに小学校3年生についても学校の実情に応じて35人学級を選択できる仕組みを検討しております。

御質問の小学校3年生が35人学級になると、県全体で約何学級増えるのか、教室の確保は大丈夫なのか、今後の教員採用の見通しはどのようになるのかについてでございます。

学級数につきましては、来年度の小学校3年生をこれまでどおりの基準で学級編制を行うと、さいたま市を除いて約1,500学級であります。35人学級を実施することで、約160学級増加すると見込んでおります。

教室の確保につきましては、令和3年4月1日における教室の使用見込みを調査したところ、市町村からは、余裕教室などを転用することなどにより、必要な教室数を

小中学校人事課、義務教育指導課、財務課、保健体育課、教職員採用課

確保できる見込みであるとの回答を頂いております。

今後の教員採用の見通しにつきましては、35人学級導入に伴う影響のほか、児童数や教員の退職者数の推移などを加味いたしますと、今後4年間は、小学校で今年度と同規模の700人程度の採用を見込んでおります。

次に、残業時間削減のために具体的にどのような取組を行ってきたのか、現時点での成果と今後の課題をどう認識しているのかについてでございます。

県では、「学校における働き方改革基本方針」に基づき、市町村と一体となって、小・中学校の教職員の多忙化解消・負担軽減に取り組んでおります。

取組の一つとして、議員のお話にありましたとおり、教員が行う業務の一部を補助するため、小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置しており、令和2年度は、昨年度に比べて77校配置校を増やし、262校に配置しております。

スクール・サポート・スタッフを配置した学校においては、教員1人当たりの1週間の在校時間が、平均で約113分減少したという成果が出ております。

また、部活動については、「県の方針」である、平日は週4日以内で1日2時間程度、土日はどちらか1日3時間程度の活動になっているかなど、部活動が適切に実施されているかを確認しております。

その中で、課題が見られた市町村に対しては、担当者が直接訪問し、効率的・効果的な部活動の在り方についてアドバイスするなどの支援を行っております。

しかしながら、月45時間以上の超過勤務をしている教職員が半数程度いる現状については大きな課題だと認識しており、思い切った業務削減や業務改善を更に進めていく必要があると考えております。

次に、働き方改革の視点から、学校行事についても大胆に見直していくことを県教育委員会として発信すべきについてでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの学校が行事の削減や見直しを行うこととなりました。

今回の経験を生かして、学校行事の目的や意義を損なうことなく、児童生徒に対する教育的効果をいかに上げるかという視点で、学校行事の在り方を改めて検討することが重要であると考えます。

県としては、こうした考えの下、行事の精選、準備や練習の簡素化などについて、

小中学校人事課、義務教育指導課、財務課、保健体育課、教職員採用課

積極的に取り組むよう、市町村に働き掛けております。

次に、教員の資質向上のための環境作りは進んでいるのかについてでございます。

議員御指摘のとおり、他の教員の優れた実践に触れることは、教員のやる気を大いに引き出すとともに、資質能力の向上にもつながるものと考えております。

そこで県では、学習指導や生徒指導などで顕著な成果を上げている教員が、研修の指導や公開授業を県内で広く行う仕組みを設け、優れた実践を広める取組を行っております。

また、公開授業への参加が難しい教員も資質能力を高められるよう、県学力・学習状況調査の結果などを踏まえ、子供たちの学力を伸ばした教員の授業を撮影した映像資料を作成・配信することで、学びたい時に、いつでもどこでも学ぶことができる環境を整えております。

さらに、教科ごとの優れた指導案を県のホームページに掲載し、活用を促すことで、教員がより短い時間で効率的・効果的に授業作りをすることができるよう工夫しております。

議員お話のとおり、教員の資質向上は県教育委員会の重要な役割だと認識しておりますので、今後も、教員同士がお互いに切磋琢磨しながら、やる気と能力を発揮できるような環境作りにしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
産業労働部長	No.1	3年3月2日	小川 真一郎 議員
【質問事項】			
3 NHK大河ドラマを契機とした観光振興とPR推進について			
(1)「青天を衝け」に合わせた観光振興について			
【質問要旨】			
・ 今後、県内外から観光客を誘致し、広域に周遊していただくために県としてどのように誘客に取り組むのか、見解を伺う。			

【答弁要旨】

小川真一郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

県では、地元深谷市の推進協議会に参画し、ドラマの世界観を体験できる「大河ドラマ館」の設置、運営などを支援するとともに、市との役割分担により県外からの誘客と広域周遊に取り組んでおります。

今年度は、東京駅を発着するラッピングバスの運行や、JR山手線や東京メトロ全線の車内ビジョンでの動画放映などを通じて、都内を中心に渋沢翁とその故郷深谷市をPRいたしました。

令和3年度当初予算案には、全国放送の大河ドラマの効果を誘客に結び付けるため、全国から観光客が集う東京駅や新宿駅を起点としたゆかりの地を巡る「はとバスツアー」の企画実施に要する経費を盛り込んでおります。

また、国内最大の旅行博などの機会を生かし、全国の事業者に対し渋沢翁ゆかりの本県を訪れるツアーの企画や実施を強力的に働き掛けてまいります。

さらに、渋沢翁の功績等を全国の方が学べる三偉人検定をWEB上で実施するとともに、ゆかりの地巡りに役立つ情報誌の発行などを通じて、幅広い誘客につなげてまいります。

大河ドラマを契機として培った深谷市や関係機関との連携体制や取組のノウハウを生かし、全国から観光客を誘致し多くの方が県内を広域に周遊していただけるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
県民生活部長	No.1	3年3月2日	小川 真一郎 議員
【質問事項】			
3 NHK大河ドラマを契機とした観光振興とPR推進について			
(2) 埼玉150周年に絡めた「鎌倉殿の13人」のPR推進について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉殿の13人」について、大河ドラマがもたらす効果を最大限に引き出せるよう、埼玉150周年に絡めて、記念事業の中でPR推進を行っていくべきと考えるが、見解を伺う。 			

【答弁要旨】

小川真一郎議員の御質問にお答えをいたします。

「青天を衝け」に引き続き、「鎌倉殿の13人」の大河ドラマ放映は、本県の名を全国に向けて、畳み掛けてアピールする大きなチャンスです。

鎌倉殿を支えた本県ゆかりの武士たちが闊歩した土地や今に伝わる魅力を県内外へ発信することで、新たな人の呼び込みや交流を促し、地域の活力を高めることができます。

また、私たち埼玉に住む者にとっても、先人たちの生き様や地域の歴史・文化の深みに触れ、郷土への愛と誇りを高める絶好の機会となります。

そこで県としては、まずWEBやSNSなど多様な媒体を活用し、登場人物にまつわる伝承やゆかりのスポットを紹介するなど、ドラマの世界を身近に感じていただける情報を発信します。

また、こうした気運を盛り上げるためには、何と云っても地元や民間の御協力が不可欠です。

市町村、企業、メディア等に対して「鎌倉殿の13人」をテーマにしたPR活動や地域の活性化にもつながるイベントの実施を働き掛けてまいります。

令和3年は埼玉県生誕150周年の記念すべき年です。

現在、県民、市町村、企業・団体などあらゆる主体が連携・協働して、本県の魅力を県内外に発信する「埼玉150周年記念事業」を展開中です。

150周年を更に盛り上げるためにも、議員の御提案を踏まえ、記念事業の中で

「鎌倉殿の13人」をしっかりとPRしてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.2	3年3月2日	江原 久美子 議員
【質問事項】			
1 渋沢栄一をブームで終わらせない			
(1) 庁内連携強化に知事のリーダーシップを			
【質問要旨】			
・ 全県民に更に認知を深めてもらうために庁内連携プロジェクト会議を有機的に機能させ、思い切った横串展開で取り組むべき。そのためには、知事のリーダーシップが必要だと思うが、見解を伺う。			

【答弁要旨】

江原久美子議員の御質問にお答えを申し上げます。

渋沢翁を一過性のブームにせず、より深く知っていただくとともに、郷土愛をも育むためには、好機を逃さず部局横断的に取り組み、全庁を挙げて県民に向けたPRを行うことが重要です。

議員からは、全庁的な取組として県独自のポスターや県有施設の共通利用券など、具体的な御提案をいただきました。

県では、大河ドラマの放送という大きなチャンスをしっかり捉え、全庁一丸となり本県が誇る偉人・渋沢翁をPRし、認知度の更なる向上を図っております。

現在、正に旬である大河ドラマの高い波及効果を生かすため、NHKとの連携により、渋沢翁を絡めて埼玉150周年や本県の観光などをPRする独自のポスターを制作しております。

県の施設はもちろん、市町村や金融機関にも御協力をいただいて掲出いただくなど集中的にPRし、渋沢翁の認知度の更なる向上に努めます。

また、埼玉150周年の特設WEBサイトにおいても部局横断的に情報を集約させ、渋沢翁を含めた三偉人特集ページを設け広くPRをしています。

令和6年の紙幣刷新で渋沢翁が一万円札の肖像に採用されることは、大河ドラマに続くビッグチャンスとなります。

私が指示し、再編をいたしました「庁内連携プロジェクト会議」の枠組みを最大限活用しアイデアを出し、議員の御提案も参考にさせていただきながら、実現可能なものから実現をしたいと思っております。

地元深谷市や関係機関との連携体制も、より一層強化をしながら、「渋沢翁と言え
ば埼玉の深谷」という認知度の獲得を目指し、私が先頭に立って取り組んでまいりま
す。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年3月2日	【質問議員】 江原 久美子 議員
【質問事項】			
1 渋沢栄一をブームで終わらせない (2) 子どもたちの学びに渋沢栄一を			
【質問要旨】			
・ 市町村の学校図書館に渋沢関連書籍を置くよう呼び掛けたり、各県立高校の司書が選んだおすすめの渋沢関連書籍を配架するなど、手軽に渋沢関連書籍を手にとることができる環境作りが必要だと考えるが、教育長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

江原久美子議員の御質問にお答えを申し上げます。

私も江原議員同様、深谷市の出身でございますので、今回、渋沢栄一翁が大河ドラマや一万円札に取り上げられることを、大変うれしく思っております。

議員御指摘のとおり、渋沢栄一翁は埼玉が誇る偉人であり、その教えから児童生徒が学ぶべき事は多いと考えます。

県内の偉人を学校図書館で取り扱う取組としては、例えば、地域の偉人を知るための掲示コーナーを設置したり、伝記を数多く読んだ児童生徒に賞状を出すといった事例がございます。

小・中学校につきましては、今後、市町村が集まる会議等においてこうした好事例を周知するなど、渋沢栄一翁を始めとした本県の偉人に関する書籍を学校図書館で取り扱うよう働き掛けてまいります。

また、全ての県立高校には司書を配置しておりますので、司書の集まる研修会等を活用して、各学校のニーズや特色に応じた渋沢関連書籍を配架し、生徒に推奨するよう促してまいります。

今後、より多くの児童生徒が、関連する書籍を通じて渋沢栄一翁を始めとした埼玉ゆかりの偉人の業績や生き方などを学び、郷土・埼玉への誇りと愛情を育むことができるよう取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	3年3月2日	江原 久美子 議員
【質問事項】			
1 渋沢栄一をブームで終わらせない (3) 豊富な人材と所蔵の品を生かして			
【質問要旨】			
・ 今後も、特別展や常設展でも継続して渋沢栄一翁に関連する展示を実施できないか伺う。			

【答弁要旨】

江原久美子議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員お話しのとおり、大河ドラマの放送は、本県の歴史や文化を広く発信できる絶好の機会であり、渋沢栄一翁を深く知っていただく入り口になると考えます。

そこで、歴史と民俗の博物館では、3月20日からNHK大河ドラマ特別展「青天を衝け～渋沢栄一のまなざし～」を開催することとしております。

この特別展は、大河ドラマに取り上げられ、若き日の渋沢翁も舞った、血洗島諏訪神社獅子舞の獅子頭や、日米の友好関係を築くためにアメリカから贈られた青い目の人形のうち、本県に残された12体などを展示いたします。

また、特別展終了後の常設展示では、大河ドラマ放送期間中「渋沢栄一コーナー」を設け、渋沢翁が設立に関わった富岡製糸場のれんがをはじめ、地元深谷市の方から御寄贈いただいた資料などの展示を予定しております。

大河ドラマ放送終了後につきましても、より多くの方々に渋沢翁を始めとした郷土の偉人や歴史などについて理解を深めていただけるよう、継続的な展示を検討してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年3月2日	【質問議員】 江原 久美子 議員
【質問事項】 2 県立高校の再編整備に発想の転換を			
【質問要旨】 ・ 全国から注目されるような突出した特色を持つ県立学校を新たに作るべきではないかと考えるが見解を伺う。			

【答弁要旨】

江原久美子議員の御質問にお答えを申し上げます。

今後、グローバル化の進展が更に進むとともに、AIやIoTなどの技術を活用した超スマート社会が到来すると予想されております。

このように社会が大きく変化する中で、時代の要請に応えられる創造性豊かな人材を育成するためには、県立高校の一層の活性化・特色化を図り、学校のブランド力を高めていく必要があると考えております。

本県ではこれまで、他県に先駆けて総合選択制を導入した伊奈学園総合高校や、全国初の芸術系総合高校である芸術総合高校など、全国から注目される特色のある高校を設置してまいりました。

また、鴻巣女子高校の保育科や大宮光陵高校の書道科など、全国にも余り例のない特色のある学科も設置しております。

県内の中学校卒業者数は、今後も減少傾向が続くことが見込まれており、県立高校の再編整備は避けて通れない課題であると認識しております。

再編整備に当たっては、単に統廃合を進めるだけではなく、社会の変化や地域の特性、企業が求める人材像などを踏まえ、中学生にとって入学したいと思えるような特色ある高校を整備していくことが重要であると考えております。

県といたしましては、地域のバランスにも配慮しながら、時代の変化などに対応した、特色ある県立高校の整備についてしっかりと検討してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年3月2日	【質問議員】 江原 久美子 議員
【質問事項】 3 あなたの時間を倍にする「聴く本（オーディオブック）」の導入を			
【質問要旨】 ・ 県立図書館に「聴く本」を導入すべきと考えるが、教育長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

江原久美子議員の御質問にお答えを申し上げます。

パソコンやスマートフォンで聴くことができる本、オーディオブックにつきましては、ビジネス書や小説など生活に身近な本を中心にサービスが提供されており、新しい読書スタイルとして注目されております。

県内の図書館では導入事例はございませんが、オーディオブックは来館しなくても借りることができ、日常生活の中で本に親しむことができるため、今後ニーズが高まってくるのではないかと考えられます。

県立図書館には市町村立図書館では行っていない新しいサービスをモデル的に実施する役割も期待されております。

一方で、県立図書館に導入するに当たっては、専門的な図書・資料を提供する県立図書館の方針に合うオーディオブックのコンテンツが少ないことや、貸出しを行うシステムの大幅な改修が必要となるなどの課題がございます。

オーディオブックの導入を含めたデジタル資料の提供や非来館型サービスの充実は大変重要であると考えておりますので、今後の県立図書館の役割や機能を議論の中で、しっかりと検討してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
福祉部長	No.3	3年3月2日	白根 大輔 議員
【質問事項】			
4 教育格差是正に向けた取組について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勉強意欲のある低所得世帯の子供が、他の子供たちと一緒に同じ環境で学べるような学習支援を行う考えはあるかについて伺う。 			

【答弁要旨】

白根大輔議員の御質問にお答えを申し上げます。

県では、所得の格差が教育の格差を生み、生活保護世帯の子供が再び生活保護を受けるといふ貧困の連鎖を断つため、平成22年度から全国に先駆けて高校進学に向けた学習支援事業「アスポート事業」を実施してまいりました。

生活保護世帯の子供に勉強する習慣がなかったり低学力の子供が多く見られる背景には、経済的問題だけでなく保護者が何らかの課題を抱えているなど家庭の問題がある場合も多いと考えられます。

そうしたことから、本事業では、低学力や不登校などの子供たちに寄り添って教えるとともに、家庭訪問を通じて課題を抱えた保護者や世帯の支援にも努めてまいりました。

こうした支援により、高校進学率や高校中退率が改善するとともに、子供の変化が保護者にプラスの影響を与えるなど大きな成果を挙げてきており、この支援を今後も行っていきたいというふうに考えております。

この事業は生活困窮者自立支援法に基づき行っているもので、町村部は県が、市の部分は各市がそれぞれ実施主体となっています。

多くの市は公共施設などを活用しておりますが、民間の学習塾を会場とすることにより、他の子供たちと一緒に学べるようにしている市もございます。

学習支援の実施方法として、勉強意欲のある低所得者世帯の子供たちが、他の子供たちと同じ環境で学べるようにするという選択肢もあると考えます。

今後はそのような取組について、県内や他県の様々な事例を集め、生活困窮者支援の担当者会議や研修の場で情報提供を行ってまいります。

【再質問事項】

4 教育格差是正に向けた取組について

【再質問要旨】

- ・ 他の自治体では、低所得世帯の子供に学校外学習を用途指定したクーポンを配っているところもある。その点まで一歩踏み込んだ形の支援が必要だと考えるが、どのようにお考えか伺う。

【再答弁要旨】

白根大輔議員の再質問にお答えを申し上げます。

議員お話しのように、生活困窮世帯に学習塾等で使えるクーポンを配布し、子供が通う先を選べるような形で学習支援を行っている自治体は県外には実際にいくつかございます。

例えば、東京都渋谷区では、中学3年生の生活保護世帯等に学習塾等のクーポンを配布する取組を行っています。

ただし、この実施方法は世帯への金銭給付に近いというふうにみなされまして、生活困窮者自立支援法に基づく補助事業の対象にはなりません。

したがって、独自事業として実施しなければならないという課題がございます。

生活困窮世帯の子供への学習支援を、子供の環境を含めてどのような方法で行うかは、実施主体である市の考え方が第一でございますので、県としては、県内外の様々な取組事例の情報提供などによりまして、市の取組を支援してまいりたいというふうに思います。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 3年3月2日	【質問議員】 白根 大輔 議員
【質問事項】 5 学校の働き方改革について			
【質問要旨】 ・ 令和3年度末までに超過勤務の上限規定を下回るよう、今後どのように取り組むのか。			

【答弁要旨】

白根大輔議員の御質問にお答えを申し上げます。

県では、「学校における働き方改革基本方針」に基づき、市町村と一体となって、働き方改革の取組を進めております。

しかし、いまだ約半数の教職員が月45時間を超える超過勤務を行っている現状を踏まえ、県としてより一層リーダーシップを発揮し、これまで教職員が行ってきた教育活動の必要性と優先度を考え、思い切った業務削減や業務改善を更に進めていかなければならないと考えております。

具体的には、教員が行っている事務的な業務をいかに削減するかが課題の一つとなっており、各種調査について統合や廃止をより一層進めることで、業務量の削減に取り組むことが効果的であるとと考えております。

さらに、研修については、研修内容の精選や日数の見直しを行うとともに、総合教育センターなどで行う集合研修の一部をオンライン研修にすることで、教員の移動時間を縮減するなど、教員の資質能力の向上を図りつつ、教員の負担を軽減してまいります。

加えて、行事の縮減、授業教材の共有化、外部人材の活用などの優れた取組を映像や事例集としてまとめ、市町村や学校の取組が積極的に進められるよう支援してまいります。

県といたしましては、教育の質を確保しながら、教職員の多忙化解消・負担軽減につながる取組を確実に積み重ねていくことで、教職員の超過勤務時間の縮減に向け、しっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	3年3月3日	千葉 達也 議員
【質問事項】			
3 教育施設の耐震化について			
(1) 本会議における過去の答弁について			
【質問要旨】			
・ 過去の本会議を踏まえ今回のような間違いは、その信頼関係を根底から失墜してしまう危険性があると思うが教育長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

千葉達也議員の御質問にお答えを申し上げます。

これまで県では、現行のいわゆる新耐震基準に移行した、昭和56年6月1日より前に建築された建物について、耐震対策を順次進めてまいりました。

そのような中、このたび耐震性が確保されていると判断していた教育施設のうち、県立高校の体育館1棟、食堂兼合宿所9棟、計10棟の耐震性が不足していることが新たに判明いたしました。

今回の誤りの原因は、新耐震基準への移行日をまたいで工事を行った建物について、全て耐震対策が必要であると整理すべきところをその一部について見落としてしまったことにあります。

このことは、教育施設の安全性に関わる重大な誤りであり、県民の代表である県議会の場において、誤った答弁を行ってしまったことに対しまして、県議会の皆様を始め県民の方々に心から深くおわびを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

今後このようなことが二度と起こらないよう、チェック体制の徹底を図り、再発防止に万全を期してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 3年3月3日	【質問議員】 千葉 達也 議員
【質問事項】			
3 教育施設の耐震化について			
(2) 耐震化率100%に向けた今後の計画について			
【質問要旨】			
・ 今回発覚した耐震性の不足する建物や部室棟を含めた耐震化率100%の達成に向けた今後の計画はどうなっているのか、タイムスケジュールを伺う。			

【答弁要旨】

千葉達也議員の御質問にお答えを申し上げます。

今回耐震性の不足が確認された建物10棟のうち体育館につきましては、令和3年度中に補強設計と補強工事を行い、また、食堂兼合宿所につきましては、令和3年度に補強設計、令和4年度に補強工事が完了することを目指してまいります。

これらを含め教育施設全体の耐震対策につきましては、部室棟を除き令和4年度までに確実に耐震化率100パーセントとなるよう取り組んでまいります。

耐震対策につきましては、生徒の滞在時間の長い校舎、体育館、食堂兼合宿所などの建物を優先して進めてきたため、部室棟は今年度から耐震診断に着手したところでございます。

このため、部室棟の耐震対策につきましては、耐震診断の結果を踏まえ、できる限り早期に行うよう計画的に進めてまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 3年3月3日	【質問議員】 千葉 達也 議員
【質問事項】 3 教育施設の耐震化について (3) 市町村立小中学校の耐震化率について			
【質問要旨】 ・ 市町村立小・中学校の耐震化率について、昭和56年6月1日をまたいで建築された建物について誤認がないか、具体的な視点を示した上で注意喚起し調査を実施する必要があると考えるが、所見を伺う。			

【答弁要旨】

千葉達也議員の御質問にお答えを申し上げます。

市町村立小・中学校の耐震化の状況につきましては、毎年度、文部科学省による調査が行われており、現在、令和3年4月1日時点の状況について、市町村に照会をしております。

今回の調査では、耐震基準が変更された昭和56年6月1日をまたいで工事を行った建物について、耐震基準に誤りがないか、新・旧耐震基準の適用について分かりやすく示した資料を添付した上で、改めて確認を依頼したところでございます。

今後とも、児童生徒の安心安全が確保されるよう、市町村立小・中学校の耐震対策に対し、必要な支援を行ってまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.3	3年3月3日	宇田川 幸夫 議員
【質問事項】			
1 スタートアップの創出に向けて (3) 起業家教育について			
【質問要旨】			
・ 産業分野を所掌する知事部局が主導し、教育局と連携して起業家教育を進めるべきと考えるが、見解を伺う。			

【答弁要旨】

宇田川幸夫議員の御質問にお答えを申し上げます。

先月14日、我々が待ち望んでいた郷土の偉人渋沢栄一翁の生涯を題材としたNHK大河ドラマ「青天を衝け」がスタートいたしました。

初回、第2回は、少年時代の栄一とその家族との生活を中心に展開されましたが、私に取り分け関心を抱いたのは父である市郎右衛門との交流でした。

研究熱心な藍の栽培農家で、藍玉の製造販売により中の家を再興させるなど優れた経営者でもあった父を尊敬し、そして大きな刺激を受けたということが描かれていたというふうに見ました。

後に500とも言われる企業の設立に関わった渋沢翁の原点は市郎右衛門の後ろ姿にあったのではないのでしょうか。

幼き頃の栄一が父から大きな影響を受けたように、若い時代から起業家マインドを学ぶことは、私も大変重要なことだと思います。

このため、本県では、第一線で活躍している地域の起業家が学校を訪問し、創業までの道のりややりがい、挑戦し続けることの大切さなどを講演する出前起業家講座を産業労働部と教育局で連携をして実施をさせていただいております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が懸念されましたが、2月末現在、県内の中・高等学校23校で開催し、4,004人に受講していただきました。

受講した生徒へのアンケートでは、「受講前より何かにチャレンジしてみたくなった」、「起業や新しい事業を創造することに関心が高くなった」との回答が8割を超えるなど、起業家マインドの醸成に寄与しているものと考えております。

今後も創業支援を担う産業労働部と教育局が連携をし、新しいことにチャレンジす

る意欲、リーダーシップ等の起業家精神を育み、将来の地域経済を担う人材を育成してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
総務部長	No.1	3年3月4日	永瀬 秀樹 議員
【質問事項】			
3 県有資産の維持管理について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅、県立学校、警察などの資産類型別計画の策定が進み、今年度中に取りまとめるとのことだが、これらの計画による削減効果はどれくらいになるのか、また、全ての計画の効果を合算しても、充当可能財源とのかい離を満たさない場合は、更にどのような対策を考えていくのか伺う。 ・ 維持管理更新費用を平準化していくための具体的な目標について、いつどのように設定されるのか、また、全ての県有施設を対象に数値目標を設定し、定量化した数値目標に照らしたP D C Aサイクルの確立による効果的な事業推進に努めるべきと考えるが所見を伺う。 ・ 県有資産の維持管理に際し、民間活力の導入を、今後、何に重点においてどのように取り組んでいくのか見解を伺う。 ・ 県内各市町村の立地適正化計画や都市計画との連携を図ることは重要であり、見直しに盛り込むべきと考えるが所見を伺う。 ・ 地方公会計（固定資産台帳）を活用して「県有資産総合管理方針」に取り組んでいく事が望ましいと考えるが所見を伺う。 ・ 県民に分かりやすく公表するために、どのような検討を行い、どのような手法を講じられたのか伺う。 			

【答弁要旨】

御質問3「県有資産の維持管理について」お答えを申し上げます。

まず、資産類型別計画策定による削減効果はどれくらいになるのかについてでございます。

県では、国の通知に基づき、庁舎、公の施設や県立学校など資産類型ごとの維持管理計画でございます「資産類型別計画」を、今年度末までに策定することとしております。

今後は、計画に基づき削減効果額を算定していくこととなりますが、現在、国において削減効果の算定方法等について検討しており、令和3年度中には、その内容が示

されると聞いております。

国から示される算定方法を踏まえ削減効果額を算定し、「県有資産総合管理方針」に記載をしております。

次に、全ての計画の効果を合算しても、充当可能財源とのかい離を満たさない場合は、更にどのような対策を考えていくのかについてでございます。

行政需要の増大が見込まれる中、限られた財源を有効に活用していくためには、維持管理費用の一層の削減が必要なことは、議員御指摘のとおりでございます。

そこで、将来的に利用が見込めない県有施設については、集約化等を図り施設総量の削減に努めるとともに、ライフサイクルコストの縮減を図るなど、財政負担の平準化に努めてまいりました。

今後も、維持管理費用の削減に努めるとともに、地方財政措置のある県債を活用するなど、財政負担の一層の圧縮に努めてまいります。

次に、維持管理更新費用を平準化していくための具体的な目標について、いつどのように設定されるのかについてでございます。

知事部局が所管する庁舎、公の施設については、平成27年度から施設ごとの具体的な修繕計画である長期保全計画の策定を始めました。

平成30年度には全ての施設の長期保全計画を策定し、令和元年度からの15年間で最大の年で284億円と見込んでいた修繕費用を、建物の長寿命化に支障がない範囲でならずことにより、最大の年で201億円とする目標を設定したところでございます。

今後は、この計画に照らし長期保全計画の進捗管理を毎年度行っていくことで、効果的な事業推進に努めてまいります。

次に、全ての県有施設を対象に何らかの数値目標を設定し、PDCAサイクルの確立による効果的な事業推進に努めるべきについてでございます。

知事部局が所管する庁舎、公の施設につきましては、平準化を図る上での数値目標を先に述べました形で設定をいたしました。

一方、県有施設には、学校や県営住宅に加えて、橋りょうですとか道路などもございまして、それぞれの施設で規模や用途が大きく異なるため、数値目標を設定するには様々な課題がございます。

今後、全ての県有施設についてどのような数値目標を設定できるか、他県の取組を

調査するなど、更に研究を進めてまいりたいと存じます。

次に、県有資産の維持管理に際し、民間活力の導入を、今後、何に重点を置いてどのように取り組んでいくのかについてでございます。

議員御指摘のとおり、県有施設を計画的に維持管理し長寿命化を図る上で、民間企業等のノウハウの活用は効果的な手法と考えております。

一方、PFIなどによりコストの削減効果を得るためには、一定規模以上の施設であることなどが必要です。

そこで、県ではPFI手法の一つであるESCO事業に平成14年度から取り組み、本庁舎や第二庁舎など効果が期待できる大規模な県有施設には全てこれを導入してまいりました。

その結果、令和元年度の試算で、維持管理費を2億3,000万円程度削減する効果を挙げております。

また、これまで県庁駐車場や労働会館跡地等を時間貸駐車場として民間企業へ貸し出し、公的不動産の有効活用を図ってまいりました。

今後とも、導入効果が見込まれる大規模施設の整備の際には、PFIなどにより、民間活力を導入できないか個別に検討をいたしてまいります。

次に、県内各市町村の立地適正化計画や都市計画との連携を図ることは重要であり、県有資産総合管理方針に盛り込むべきについてでございます。

庁舎や公の施設などの県有施設が、市町村の街づくりに与える影響には大きいものがございます。

県有施設の整備に当たり、市町村の各種計画との連携を図ることで、施設の有効性が高まり、また、市町村の街づくりに寄与することにもつながると考えます。

来年度に予定している「県有資産総合管理方針」の改定に際しましては、議員の御提案を踏まえ、市町村の各種計画との連携についても盛り込む方向で検討してまいります。

次に、固定資産台帳を活用して「県有資産総合管理方針」に取り組んでいくことが望ましいと考えるがいかがかについてでございます。

「固定資産台帳」は、統一的な基準による公会計制度における財務諸表の補助簿として、平成29年度に国の通知に基づき整備をしたものでございます。

一方、現在の「県有資産総合管理方針」につきましては、固定資産台帳が整備され

る以前の平成27年3月に策定したものであり、公有財産台帳をベースにしたものとなっております。

固定資産台帳には公有財産台帳にはない、取得価額を基にした減価償却等の情報も盛り込まれております。

来年度に予定している県有資産総合管理方針の見直しに当たりましては、固定資産台帳を基に、これらの情報を有効活用してまいりたいと考えております。

なお、御質問の公有財産管理システムと固定資産台帳の一体化につきましては、技術的な課題もございますので、課題解決に向け関係部局と共に研究をしてまいります。

次に、県民に分かりやすく公表するためにどのような検討を行い、どのような手法を講じたかについてでございます。

議員の御提案を踏まえ、「庁舎・公の施設マネジメント方針」の策定時に記者発表を行うとともに、その概要を県のホームページに掲載をいたしました。

また、「庁舎・公の施設マネジメント方針」の進捗状況につきましては、平成29年4月25日の記者会見において、知事から説明をさせていただきました。

議員御指摘のとおり、県有資産の状況や計画などを県民の方々に公表していくことは、大変重要なことと認識をしております。

来年度は県有資産総合管理方針の改定を予定しておりますので、その内容について公表してまいるとともに、県有資産の状況等についても主要なデータを県民の皆様に分かりやすくお示しをしております。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.2	3年3月4日	鈴木 正人 議員
【質問事項】			
1 新型コロナウイルス感染症対策における手洗いと消毒の徹底について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナ感染症を制圧し、第四波を起こさないために、手洗い、消毒などの徹底について基本に立ち返るよう知事を始め県を挙げて広報していくことが大切だと考えるが所見を伺う。 			

【答弁要旨】

鈴木正人議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、「新型コロナウイルス感染症対策における手洗いと消毒の徹底について」のお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ方策は、手洗い、手指消毒、マスク着用、3密を避けるなど、県民の皆様一人一人の感染防止対策の徹底であると認識をしております。

しかしながら、最近、マスクをしていてもいわゆる鼻出しマスクになっていたり、小まめな手洗いをしていないなど、不徹底や緩みが出ているのではないかと感じるところがあります。

今回の緊急事態宣言下では、事業者、県民の皆様の御理解、御協力により、このところ新規感染者数は減少傾向にあります。一方で減少速度は鈍化しています。

これから始まるワクチン接種と感染者治療の両方に当たる医療機関の負担軽減を図るためには、新規感染者数を徹底して減らしていく必要があります。

今が正念場だと思っております。

県民の健康を預かる知事として、県民の皆様には気を緩めることなく、基本的な対策を徹底していただくことを訴えていきたいと思っております。

その際には、議員の御提案も踏まえ、ポケットブックまいたまや埼玉県新型コロナ対策パーソナルサポートなどを活用する具体的な仕組みを検討したいと思っております。

こうした思いや取組を、県ホームページやSNS、動画、ポスター、リーフレットなど、あらゆる広報手段を用いて県民に伝えてまいります。

また、議員より基本中の基本との指摘がありました手洗いにつきましては、本日、
県職員にも私の名前で手洗い等の徹底を呼び掛けることといたしました。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	3年3月4日	鈴木 正人 議員

【質問事項】

1 新型コロナウイルス感染症対策における手洗いと消毒の徹底について

【質問要旨】

- ・ 公立学校で消毒液を使用させなくて大丈夫なのか。
- ・ 学校現場において、子供たちへの手洗い、うがいの徹底指導や消毒も大切だと考えるが、教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

御質問1「新型コロナウイルス感染症対策における手洗いと消毒の徹底について」
お答えを申し上げます。

まず、公立学校で消毒液を使用させなくて大丈夫なのかについてでございます。

文部科学省の定める学校における衛生管理マニュアルでは、流水と石けんによる手洗いの徹底を原則としており、消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いるよう示されております。

このため、消毒液については全ての公立学校に設置しておりますが、近くに手洗い場がない場合などに使用することとしております。

次に、学校現場における、子供たちへの手洗い等の徹底指導が大切だと考えるがいかがかについてでございます。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染防止対策については、手洗いの徹底など、基本的な対策が重要でございます。

県では、「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を作成し、登下校時や昼食の前後、清掃時など、具体的な事例を示し、効果的な手洗いを行うよう指導を徹底しております。

今後とも、手洗いの徹底や消毒液による手指消毒など、学校における感染防止対策に万全を期してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.2	3年3月4日	鈴木 正人 議員
【質問事項】			
3 厳しさを教える教育について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難を乗り越える力を付けるため、厳しさを教える教育の必要性について、どのような考えを持っているか所見を伺う。 			

【答弁要旨】

次に、「厳しさを教える教育について」のお尋ねのうち、困難を乗り越える力を付けるため、厳しさを教える教育の必要性について、どのような考えを持っているのかについてであります。

私は、子供たちが変化の激しい社会を生き抜く力を育むためには、壁にぶつかり、失敗したとしても、目標達成に向けて強く取り組んだり、諦めずにチャレンジすることが重要と考えております。

その際、時には教師が厳しく指導することも必要であります。

たとえ、教師が子供たちを厳しく指導したとしても、子供たちがその意味を理解することができるように信頼関係を築いてあれば、あるいはその指導が成功体験に結び付くのであれば、それは、子供たちにとって掛け替えのない経験になると思います。

教育委員会には、優れた指導力と使命感を持つ教師を育成し、子供たちが困難を乗り越える力を身に付けられるような教育を行っていただきたいと考えております。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年3月4日	【質問議員】 鈴木 正人 議員
【質問事項】 3 厳しさを教える教育について			
【質問要旨】 ・ 厳しさを教える教育について現在はどうのよう形で行われているのか。			

【答弁要旨】

次に、御質問3「厳しさを教える教育について」お答えを申し上げます。

社会の変化が更に激しさを増し、複雑で予測困難となっている中、児童生徒が未来を生き抜くには、学校教育の中で困難を乗り越える力を身に付けていくことが大切であると考えております。

児童生徒は、挫折感や悔しい思いから立ち直り、他の児童生徒と助け合いながら困難を克服するときこそ、大きく成長するのではないかと思います。

そのためには、児童生徒が目の前の壁を乗り越える経験を少しずつ積み重ねることで自信を持たせることが大切であり、教員には、そのような場面において、温かさの中にも厳しさを持って指導に当たってほしいと考えております。

学校においては様々な教育活動を通して、困難を乗り越える力の育成に取り組んでおります。

例えば、部活動や体育祭などでは、厳しい練習を経て、集団として団結する力や困難を乗り越える力を育てております。

また、職業体験や、社会で活躍する卒業生などの講演会を通して、社会の厳しさを学び、安易に諦めず、最後まで粘り強くやり抜く力を育むよう取り組んでおります。

いかなる時代にあっても、児童生徒との信頼関係を築きながら、温かさと厳しさの両面を持って指導することの大切さは変わらないと考えております。

今後とも、教員一人一人が児童生徒との厚い信頼関係の下で、深い愛情を注ぎながら、時に厳しく、心に響く教育が行われるよう取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.2	3年3月4日	鈴木 正人 議員
【質問事項】			
4 領土・主権教育における現在までの取組と成果及び今後の取組について			
【質問要旨】			
・ 領土・主権教育は世界の常識などを踏まえてどうあるべきか所見を伺う。			

【答弁要旨】

最後に、「領土・主権教育における現在までの取組と成果及び今後の取組について」のお尋ねのうち、領土・主権教育は世界の常識などを踏まえてどうあるべきかについてであります。

私は、中東の大使館での勤務経験や防衛大臣政務官を務めた経験などから海外における領土や主権については考えるところもございます。

領土と国民の存在が国の構成要件であり、自らの領土は守られる必要があります。

どの国においても子供たちに対し、領土・主権について理解を深める教育が行われております。

そのため、議員御指摘のとおり、子供たちが領土に対する意識をしっかりと持つとともに、我が国に対する自信と誇りを高めることが重要だと思います。

北方領土、竹島、尖閣諸島については言うまでもなく、我が国固有の領土であり、更には尖閣諸島をめぐっては、我が国が有効に支配をしており、解決すべき領有権の問題はそもそも存在しないことなど、歴史的背景や我が国の立場、国際法上の扱いなどを子供たちに正しく理解してもらうことが大切だと思います。

教育委員会におかれては、子供たちの発達段階に応じて、領土や主権に関する教育についてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年3月4日	【質問議員】 鈴木 正人 議員
【質問事項】 4 領土・主権教育における現在までの取組と成果及び今後の取組について			
【質問要旨】 ・ 過去に作成された資料が現在までどのように活用され、どのような成果を上げたのか。 ・ 今後は更に領土・主権教育を強化していくのか、領土・主権教育における現在までの取組と成果及び今後の取組について伺う。			

【答弁要旨】

次に、御質問4「領土・主権教育における現在までの取組と成果及び今後の取組について」お答えを申し上げます。

まず、過去に作成された資料が現在までどのように活用され、どのような成果を上げたのかについてでございます。

議員お話の「領土に関するパンフレット」は、領土問題に関する正しい知識や自ら考える力を養うことを目的として、平成26年6月に作成し、さいたま市を除く県内公立中学校及び県立学校の生徒全員に配布いたしました。

配布後は、中学校で96%、高校で93%の学校で社会科や地理歴史等の授業や修学旅行の事前学習などにおいて活用されております。

また、北方領土検定、北方領土ワークシートについては、平成31年4月に小・中学校及び高校で活用するよう周知しております。

その活用状況については、例えば、県内の各種団体で構成されている「北方領土返還要求運動埼玉県民会議」が主催する現地視察や、勉強会の際の生徒や教員の事前学習で資料を活用した中学校の事例がございます。

また、高校では、生徒が北方領土の歴史的背景や事実について理解を深められるよう、日本史の授業で資料を活用している事例がございます。

これらの資料は、生徒に領土問題に関する知識や考える力を身に付けさせる上で、効果的なものであると考えております。

次に、今後は更に領土・主権教育を強化していくのか、領土・主権教育における現在までの取組と成果及び今後の取組についてでございます。

国は、我が国の領土に関する正しい理解が図られるよう、学習指導要領や教科書検定基準などを改訂し、小・中学校の社会科や高校の地理歴史科、公民科の教科書において北方領土、竹島、尖閣諸島に関する記述を充実させております。

これに基づき、小・中学校では社会科で、また、高校では地理や政治経済などで、我が国の領土に関する指導がしっかりと行われており、児童生徒の理解も深まっております。

例えば、中学校の公民の教科書では、北方領土、竹島、尖閣諸島それぞれが我が国固有の領土であることを明記した上で、歴史的経緯や我が国の取組などについて記述しております。

県といたしましても、我が国の領土に対する理解を深める学習を更に充実していく必要があると考えております。

そこで、議員お話の北方領土検定、北方領土ワークシートが授業で一層活用されるよう、県内の教育関係者で構成される埼玉県北方領土教育者会議が検討中の「北方領土教育に係る指導案」の策定に積極的に協力しております。

今後、これらの取組に加え、我が国の領土について児童生徒が理解を深められるよう、県立学校や市町村に対し指導案や教材の活用を働き掛けるなど、領土・主権教育がより一層充実されるよう取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
福祉部長	No.2	3年3月4日	鈴木 正人 議員
【質問事項】			
6 北朝鮮による拉致問題解決のための施策について			
(1) 映画「めぐみへの誓い」への支援について			
【質問要旨】			
・ 映画「めぐみへの誓い」を多くの県民に鑑賞していただけるための支援について伺う。			

【答弁要旨】

御質問6「北朝鮮による拉致問題解決のための施策について」の(1)「映画『めぐみへの誓い』への支援について」にお答えを申し上げます。

議員お話のとおり、これまでも、県議会や国、市町村、関係団体と共に、「拉致問題を考える県民の集い」や「拉致問題啓発舞台劇」を開催するなど、拉致問題を風化させない取組を行ってまいりました。

県には、拉致問題の解決のため、国と連携を図りながら、北朝鮮による拉致問題に関する世論を啓発し、県民の関心を高め、国の解決に向けた外交活動を後押ししていく役割がございます。

こうした役割を踏まえて、関係団体からの依頼を受け、多くの県民の関心を高める趣旨から映画「めぐみへの誓い」のポスターやチラシを県庁内に掲示するとともに、市町村に映画の周知を依頼しております。

拉致問題を風化させないという趣旨から、多くの県民の方に映画を鑑賞いただけるよう、関係する団体等のお話を伺いながら県としてどのような支援ができるか検討してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	3年3月4日	鈴木 正人 議員
【質問事項】			
6 北朝鮮による拉致問題解決のための施策について			
(2) 北朝鮮による拉致問題啓発教材及びDVDの活用状況について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 拉致問題に関する啓発DVDの学校での活用率について伺う。 ・ 児童生徒が卒業するまでに一度は両方のDVDを鑑賞できているか、状況を把握しているのかについて伺う。 ・ 桶川西中学校での公開授業の取組は、県内の他校に広がっていったのかについて伺う。 			

【答弁要旨】

次に、御質問6「北朝鮮による拉致問題解決のための施策について」の(2)「北朝鮮による拉致問題啓発教材及びDVDの活用状況について」お答えを申し上げます。

まず、拉致問題に関する啓発DVDの活用率についてでございます。

DVDアニメ「めぐみ」のこれまでの活用率は、さいたま市を除く公立小・中学校では100%に達し、高等学校で91.4%、特別支援学校で86.0%まで増えてきております。

また、「横田滋 早紀江さんからのメッセージ」も同様に高等学校72.2%、特別支援学校65.1%に増加しております。

次に、児童生徒が卒業するまでにDVDを鑑賞できているのか、状況を把握しているのかについてでございます。

県では、児童生徒が卒業するまでに一度はDVDを使った学習を受けられるよう、年間指導計画に位置付けられているか昨年度から調査を実施しております。

その結果、DVDアニメ「めぐみ」については、小学校78.1%中学校78.4%、高等学校82.7%、特別支援学校60.5%となっております。

また、「横田滋 早紀江さんからのメッセージ」については、高等学校61.1%、特別支援学校44.2%となっております。

今後も、児童生徒が卒業までにDVDを使った学習を受けられるよう校長や人権教育担当者を対象とした研修会等において、しっかりと働き掛けてまいります。

次に、桶川西中学校での公開授業の取組が県内の他校に広がっていったのかについてでございます。

県内では、拉致問題への理解を深め、拉致被害者の奪われた権利を自分の事として受け止めることができる授業が行われてきております。

例えば、DVD視聴後、子供たちが感じたり考えたりしたことを話し合うことで理解を深めたり、拉致被害者とその家族の心情に迫る授業などが行われております。

県といたしましては、引き続き、県立学校や市町村教育委員会に対して、様々な機会を捉えて桶川西中学校の取組を含め、優れた実践事例を紹介するなど、拉致問題に関する人権教育を一層推進してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年3月4日	【質問議員】 鈴木 正人 議員
【質問事項】 7 離婚後の親子交流について (2) 親になるための学校教育について			
【質問要旨】 ・ 教育現場では親になるための教育がどのように行われているのか教育長に伺う。			

【答弁要旨】

次に、御質問7「離婚後の親子交流について」の(2)「親になるための学校教育について」お答えを申し上げます。

学校では、児童生徒の発達の段階に応じて、様々な教科等において家族とのつながりに関する教育を行っております。

例えば、小・中学校では、道徳科や家庭科の授業で、父母、祖父母への敬愛や、家族との触れ合いの大切さ、充実した家庭生活を築くことなどを学んでおります。

また、県立高校では、主に家庭科の授業で、男女が協力して家庭を築くことの重要性や、子供の健やかな成長のために、家族や社会の果たす役割などについて学んでおります。

さらに、県では中学校及び高等学校の生徒を対象とした「親になるための学習」を推進しております。

この学習は、総合的な学習の時間などを活用し、乳幼児と触れ合う体験や、乳幼児の保護者との交流などを通じて、命の重さを実感したり、家族や周囲の人々への感謝の気持ちを育むものです。

生徒からは、「自分を育ててくれた両親に感謝したい」、「子育ては大変だが、喜びも大きいと感じた」などの感想が寄せられ、親になることや子育てに対する理解が深められていると考えております。

今後も、このような取組を通じて、親になるための教育を一層充実してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.3	3年3月4日	諸井 真英 議員
【質問事項】			
4 未成年者と関わる職業から性犯罪者を排除するには (2) わいせつ事件で懲戒処分を受けた教員の現場復帰について			
【質問要旨】			
・ わいせつ事件を起こした教員が再び教壇に立つことができないよう法改正を国に求めるべきではないか、所見を伺う。			

【答弁要旨】

次に、「わいせつ事件で懲戒処分を受けた教員の現場復帰について」のわいせつ事件を起こした教員が再び教壇に立つことができないよう法改正を国に求めるべきではないかについてであります。

議員御指摘のとおり、現行の教育職員免許法では教員免許状失効から3年後に再取得が可能となっています。

私は、わいせつ行為を行い免職処分となった教員などが、再び教壇に立つことは、あってはならないと思います。

そこで、昨年11月に全国知事会を通じて、免許法の改正を文部科学省に要請をしたところであります。

文部科学省においては、この要請などを踏まえ、法律改正の検討が行われましたが、残念ながら他の法令との均衡などの制約から改正には至っておりません。

他方で、子供たちにわいせつ行為を行った教員を学校現場から排除するための議員立法の提出を目指して、国会議員によるワーキングチームの検討が開始されたと承知しています。

子供たちの安心と学びにとって重要な課題であり、わいせつ行為を行った教員が再び教壇に立つことのないよう、私自身が国に対し直接働き掛けを行うなど、喫緊の課題と捉え強く要望させていただきたいと思います。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 3年3月4日	【質問議員】 諸井 真英 議員
【質問事項】			
4 未成年者と関わる職業から性犯罪者を排除するには (2) わいせつ事件で懲戒処分を受けた教員の現場復帰について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や他県との情報共有はどのように行われているのか、他県での懲戒処分歴について詳細に分かる体制ができているのか。 ・ 過去の懲戒処分理由について虚偽申告をした場合、どのように対応するのか。 			

【答弁要旨】

御質問4「未成年者と関わる職業から性犯罪者を排除するには」の(2)「わいせつ事件で懲戒処分を受けた教員の現場復帰について」お答えを申し上げます。

まず、国や他県との情報共有はどのように行われているのか、他県での懲戒処分歴について詳細に分かる体制ができているのかについてでございます。

これまで、県では官報などを基に懲戒免職処分を受けた教員のデータを蓄積し、該当者の確認を行ってまいりました。

さらに、今年2月から、国において免許失効者の情報を40年間検索できるツールが導入されたことから、これを活用し該当者がいる場合には、他県に対し懲戒免職の理由を確認することとしております。

また、埼玉県に対して他県から同様の照会があった場合にも、懲戒免職の理由を回答しております。

次に、過去の懲戒処分理由について虚偽申告をした場合、どのように対応するのかについてでございます。

採用試験の志願書には、懲戒処分を含め賞罰がある場合にはその内容を記入させ、虚偽の記載があった場合は採用しないことを明記しております。

また、採用直前にも、わいせつ行為等による免許失効者がいないか、再度確認を行っております。

わいせつ行為を行い懲戒免職処分となった教員が再び教壇に立つことは断じて許されないと考えております。

本県において、今年度もわいせつ行為で免職となる教員が複数おり、極めて深刻な状況だと受け止めておりますので、まずは教員のわいせつ事案の根絶に向け、私自身が先頭に立ってしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.3	【質問年月日】 3年3月4日	【質問議員】 諸井 真英 議員
【質問事項】 5 これからの県立高校の在り方について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高校の不人気、低倍率の現状をどのように捉えているのか。 ・ 県立高校の統廃合を行うに当たり、数値ルールを作成すべきと考えるが見解を伺う。 ・ 市立高校に比べ、県立高校はなぜ魅力がないのか、教育長の考えを伺う。 ・ 県立高校の現状を踏まえ、必要な統廃合を行うと同時に、特色を持たせた県立中高一貫校の更なる整備に向けて取り組むべきと考えるが、教育長の見解を伺う。 			

【答弁要旨】

御質問5「これからの県立高校の在り方について」お答えを申し上げます。

まず、県立高校の低倍率の現状をどのように捉えているのかについてでございます。議員御指摘のとおり、近年県立高校の志願倍率は厳しい状況が続いており、その一方で、私立高校や市立高校の人気は高い状況にあります。

私は、こうした状況に強い危機感を持っており、様々な方法で県立学校の魅力を発信するとともに、今まで以上に魅力ある高校づくりを推進していくことが必要であると強く思っております。

次に、県立高校の統廃合を行うに当たり数値ルールを作成し、その条件に該当した高校は統廃合すると定めるべきではないかについてでございます。

県では、1学年当たり5学級以下の小規模校につきましては、再編整備の対象となりうることを示し、対象校の校長と認識を共有しております。

一方で、県立高校には地域活性化の役割も期待されており、学校規模だけではなく、地域の状況や県全体のバランスなどについても考慮する必要があると考えております。

引き続き、県立高校の再編整備について検討を進めるとともに、学校と危機感を共有しながら、各学校のより一層の魅力化・特色化を図ってまいります。

次に、市立高校に比べ、県立高校はなぜ魅力がないのか、どこが劣っているのかについてでございます。

県内にある市立高校や中等教育学校では、中高一貫教育や国際バカロレア教育など、

教育内容についての特色を打ち出しており、施設面でも、大学のような校舎や、人工芝のグラウンドなどが整備されている学校もございます。

こうした点が生徒や保護者にとって、一定程度魅力的に捉えられているのではないかと考えております。

次に、必要な統廃合を行うと同時に、特色を持たせた県立中高一貫校の更なる整備に向けて今後どのように進めていくのかについてでございます。

議員御指摘のとおり、公立中高一貫教育校については、関東近県でも設置が進んでおり、高い人気を得ております。

また、伊奈学園中学校におきましても、高い倍率が続いており、令和3年度の入学希望者選考でも約5倍となっております。

一方、伊奈学園中学校の設置に当たりましては、平成14年6月の県議会文教委員会におきまして、「効果や成果を十分に検証するなど慎重な対応が求められる」との附帯決議を頂いております。

そのため、まずは伊奈学園における中高一貫教育の成果について検証を行う必要があると考えております。

県といたしましては、時代の変化を見据え、生徒や保護者、県民のニーズに応えられるよう、より一層魅力のある県立学校づくりに取り組んでまいります。

県議会令和3年2月定例会 文教委員会 (付託議案)

【付託議案】

頁	説 明 内 容	議決結果
1	第38号議案 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	可 決
2	第39号議案 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	可 決
3~5	第52号議案 (急施) 令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第14号)のうち教育局関係	可 決
6~41	第54号議案 令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第15号)のうち教育局関係	可 決
	第63号議案 令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	可 決

【報告事項】

頁	説 明 内 容
42	教育委員会における不祥事根絶に向けた取組について

第38号議案（埼玉県議会定例会議案① 224ページ）

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例の概要

1 趣 旨

情報通信技術を活用した学校教育の推進等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定する。

2 内 容

教育委員会事務局職員の定数の改定

令和2年度定数	令和3年度定数	比較増減数
721人	723人	2人

3 施行期日

令和3年4月1日

第39号議案（埼玉県議会定例会議案① 225ページ）
埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の概要

1 趣 旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定する。

2 内 容

学校職員の定数の改定

区 分	令和2年度定数	令和3年度定数	比較増減数
小 学 校	17,450人	17,533人	83人
中 学 校	10,125人	10,287人	162人
高 等 学 校	9,430人	9,305人	△125人
特別支援学校	4,619人	4,738人	119人
合 計	41,624人	41,863人	239人

3 施行期日

令和3年4月1日

令和2年度2月補正予算

歳出予算の事業概要

第52号議案 令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）

教育局

令和2年度2月補正予算（第14号）の概要

教育局

一般会計

1 予算規模

補正前の額	430,107,760千円
補正額	223,000千円
補正後の額	430,330,760千円

2 歳出予算の内容

(単位：千円)

事業名	補正額	理由
公立学校父母負担 軽減事業費	223,000	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している世帯の高校生等に対して、奨学のための給付金の追加支給を実施</p> <p>【追加支給額】 非課税世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制等第1子：26,100円 ・全日制等第2子以降、通信制、専攻科：12,000円

1 歳出予算（教育委員会所管分）

単位（千円）

款	10 教育費	項	4 高等学校費		目	3 教育振興費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
公立学校父母負担軽減事業費		12,559,655	223,000	12,782,655	国庫支出金 223,000	埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金事業費 ・新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している世帯の高校生等に対して、奨学のための給付金の追加支給を実施 【追加支給額】 非課税世帯 ・全日制等第1子 : 26,100円 ・全日制等第2子以降、通信制、専攻科 : 12,000円

令和2年度2月補正予算

歳出予算の事業概要

第54号議案 令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）

第63号議案 令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業
特別会計補正予算（第1号）

教育局

令和2年度2月補正予算の概要

教育局

1 一般会計

(1) 予算規模	補正前の額	430,330,760千円
	補正額	△ 10,182,406千円
	補正後の額	420,148,354千円

(2) 歳出予算の主な内容

ア 増額補正

(7) 国の補正予算への対応

(単位:千円)

事業名	補正額	理由
指導内容研究推進費	33,000	公立幼稚園にICT環境を整備する市町への補助を実施
県立学校大規模改修費	1,446,654	県立特別支援学校2校の校舎の老朽改修工事 県立特別支援学校6校の校舎等の空調改修工事
中学校・高等学校・特別支援学校管理費	424,404	県立学校における保健衛生用品等の購入及び感染症対策等に資する教職員の資質向上のための研修を実施
産業教育設備費	2,402,707	県立高等学校におけるデジタル化に対応した産業教育設備の整備
情報教育推進費	86,981	県立高等学校における低所得世帯の生徒が使用するタブレット端末等の整備
県立高等学校実験実習棟改築費	105,856	県立高等学校1校の温室整備
ゆとりある障害児教育推進事業費	3,014	県立特別支援学校の高等部における低所得世帯の生徒が使用するタブレット端末等の整備
県立特別支援学校教室不足対策費	454,513	県立特別支援学校1校の校舎の増築等工事

(イ) その他の増額

(単位:千円)

事業名	補正額	理由
さいたま文学館費	3,009	さいたま文学館の指定管理業務において、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減少等に対応するための増額
自然と川の博物館費	5,854	川の博物館の指定管理業務において、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減少等に対応するための増額
美術作品取得費	4	美術作品取得基金の運用益が当初の見込みを上回ったことによる増額

イ 減額補正

(単位:千円)

事業名	補正額	理由
給与費	△ 7,695,459	給与費の執行が見込みを下回ったことによる減額
教職員退職手当	△ 1,157,414	勸奨退職者数が見込みを下回ったこと等による減額
その他	△ 6,295,529	入札差金、節約等による減額

(3) 繰越明許費の設定

(単位:千円)

事業名	金額	理由
県立学校大規模改修費ほか14事業	7,137,606	国の補正予算対応分(4,957,129千円)など

2 埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計

(1) 予算規模

補正前の額	764,641千円
補正額	△ 153,300千円
補正後の額	611,341千円

(2) 歳出予算の主な内容

(単位:千円)

事業名	補正額	理由
奨学金貸付費	△ 153,300	金融機関へ支払う事務手数料が当初の見込みを下回ったこと等による減額

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	1 教育委員会費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
教育委員経費	16,451	△1,055	15,396	一般財源 △1,055	旅費が当初の見込みを下回ったことによる減額	

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	2 事務局費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
給与費	6,092,235	△367,011	5,725,224	国庫支出金 △35,061 諸収入 △17,073 一般財源 △314,877	給与過不足調整に伴う減額	
事務局経費	516,791	△18,047	498,744	一般財源 △18,047	需用費等の節約による減額	
教育行政企画費	26,606	△2,134	24,472	国庫支出金 △1,486 一般財源 △648	使用料及び賃借料が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
学校教育改革推進費	6,697	△1,169	5,528	国庫支出金 △560 一般財源 △609	国庫支出金の交付決定等に伴う減額	

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	3 教職員人事費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
教職員人事事務費	37,978	△4,895	33,083	国庫支出金 517 諸収入 361 一般財源 △5,773	雇入時健康診断の対象者数が見込みを下回ったこと等による減額	
公務災害補償基金 負担金	291,281	△1,413	289,868	一般財源 △1,413	算定基礎額の確定に伴う減額	
教職員給与等管理 事務費	77,684	△4,548	73,136	一般財源 △4,548	委託料に係る入札差金等の減額	
教職員退職手当	33,139,102	△1,157,414	31,981,688	一般財源 △1,157,414	退職者数が見込みを下回ったこと等による減額	
教職員住宅等管理費	46,574	△7,203	39,371	財産収入 △4,982 県債 △2,000 一般財源 △221	委託料に係る入札差金等の減額	
県立学校総務事務 システム推進費	195,465	△358	195,107	一般財源 △358	使用料及び賃借料に係る入札差金等の減額	
外部人材配置費	537,294	△165,258	372,036	国庫支出金 △154,157 一般財源 △11,101	補助金が当初の見込みを下回ったこと等による減額	

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	4 教育連絡調整費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
被災児童生徒就学等 支援費	21,372	△14,260	7,112	国庫支出金 △14,260	支給対象者数が当初の見込みを 下回ったことによる減額	
教員研修費	13,485	△6,146	7,339	国庫支出金 △1,194 一般財源 △4,952	補助金が当初の見込みを下回っ たこと等による減額	
指導内容研究推進費	301,178	21,205	322,383	国庫支出金 27,610 諸収入 △1,065 一般財源 △5,340	(増額理由) 公立幼稚園ICT化支援事業 公立幼稚園にICT環境を整備 する市町への補助 (減額理由) 委託料が当初の見込みを下回っ たこと等による減額	
教育課程推進費	9,336	△4,103	5,233	国庫支出金 △1,560 一般財源 △2,543	国の予定していた事業が実施さ れなくなったこと等による減額	
国際理解教育推進費	80,676	△26,485	54,191	国庫支出金 △21,434 一般財源 △5,051	国の予定していた事業が実施さ れなくなったこと等による減額	
進路指導推進費	67,125	△26,643	40,482	国庫支出金 △10,000 一般財源 △16,643	国庫支出金の不採択に伴う減額 及び需用費等の節約による減額	
指導内容充実費	128,707	△24,819	103,888	国庫支出金 △3,710 一般財源 △21,109	報償費が当初の見込みを下回っ たこと等による減額	

事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
いじめ・不登校総合 対策費	307,831	△8,372	299,459	国庫支出金 △157 一般財源 △8,215	委託料が当初の見込みを下回ったこと等による減額
非行防止対策費	31,176	△2,549	28,627	一般財源 △2,549	使用料及び賃借料が当初の見込みを下回ったこと等による減額
学校教育総合支援 事業費	2,118,499	△1,469,656	648,843	国庫支出金 △1,460,968 一般財源 △8,688	補助金が当初の見込みを下回ったことによる減額
特別支援教育推進費	26,660	△2,566	24,094	国庫支出金 △564 一般財源 △2,002	外部専門家の派遣回数が当初の見込みを下回ったこと等による減額
情操教育関係事業費	1,517	△528	989	一般財源 △528	委託料が当初の見込みを下回ったこと等による減額
教科用図書選定費	5,418	△1,497	3,921	一般財源 △1,497	報償費が当初の見込みを下回ったこと等による減額
道徳教育推進費	22,788	△22,788	0	国庫支出金 △22,788	国の予定していた事業が実施されなかったことによる減額
教育ふれあい推進 事業費	1,703	△1,179	524	一般財源 △1,179	需用費等の節約による減額

事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
人権教育推進費	7,782	△4,216	3,566	国庫支出金 △2,477 一般財源 △1,739	国庫支出金の交付決定等に伴う減額
児童虐待防止事業費	1,390	△524	866	一般財源 △524	旅費が当初の見込みを下回ったこと等による減額

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	5 教育センター費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
総合教育センター費	152,548	△44,341	108,207	使用料及び 手数料 △284 財産収入 △916 諸収入 △2,630 一般財源 △40,511	旅費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	6 恩給及び退職年金費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
恩給及び退職年金費	27,713	△2,007	25,706	一般財源 △2,007	恩給等受給人員が当初の見込みを下回ったことによる減額	

款	1 0 教育費	項	1 教育総務費		目	7 教育財産管理費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
県立学校建物等 維持管理費	2,026,614	△105,977	1,920,637	国庫支出金 30,230 財産収入 △8,687 県債 △52,000 一般財源 △75,520	委託料が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
快適ハイスクール 施設整備費	2,464,891	△180,170	2,284,721	県債 △182,000 一般財源 1,830	工事請負費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
県立学校大規模改修費	2,207,181	1,303,611	3,510,792	国庫支出金 170,255 県債 1,119,000 一般財源 14,356	(増額理由) 県立学校大規模改修費 県立特別支援学校における老朽化対策工事 8校 (減額理由) 工事請負費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
県立学校体育館整備費	835,154	△43,667	791,487	県債 △44,000 一般財源 333	工事請負費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
教育関係庁舎建物等 維持管理費	705,897	△28,877	677,020	諸収入 △1,986 県債 △18,000 一般財源 △8,891	委託料に係る入札差金等の減額	

事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
教育関係庁舎解体 事業費 (令和元年度着 工分・継続事業第2年 次支出額の変更)	354,566	△51,870	302,696	県 債 △46,000 一 般 財 源 △5,870	工事請負費に係る入札差金等の 減額
教育環境整備基金 積立金	45,929	△14,224	31,705	財 産 収 入 △1,232 寄 附 金 △12,992	寄附金が当初の見込みを下回っ たこと等による減額

款	1 0 教育費	項	2 小 学 校 費		目	1 教 職 員 費
事 業 名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事 業 概 要	
給与費	137,349,774	△1,805,636	135,544,138	国庫支出金 597,019 諸 収 入 △40,920 一 般 財 源 △2,361,735	給与過不足調整に伴う減額	
旅費	464,315	△220,487	243,828	一 般 財 源 △220,487	旅費が当初の見込みを下回ったことによる減額	

款	1 0 教育費	項	3 中学校費		目	1 教職員費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
給与費	82,514,157	△1,803,352	80,710,805	国庫支出金 380,120 諸収入 △3,248 一般財源 △2,180,224	給与過不足調整に伴う減額	
旅費	465,868	△207,832	258,036	一般財源 △207,832	旅費が当初の見込みを下回ったことによる減額	

款	1 0 教育費	項	3 中学校費		目	2 学校管理費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
中学校管理費	11,742	800	12,542	国庫支出金 800	(増額理由) 県立中学校管理運営費 県立中学校における保健衛生用品等の購入及び感染症対策等に資する教職員の資質向上のための研修を実施	

款	1 0 教育費	項	4 高等学校費		目	1 高等学校総務費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
給与費	80,190,866	△2,046,480	78,144,386	使用料及び 手数料 △7,640 国庫支出金 59 諸収入 △100,481 一般財源 △1,938,418	給与過不足調整に伴う減額	
旅費	554,143	△297,447	256,696	一般財源 △297,447	旅費が当初の見込みを下回ったことによる減額	
外部人材配置費	16,599	△3,300	13,299	一般財源 △3,300	報償費が当初の見込みを下回ったことによる減額	
高等学校入学志願者 選考費	44,604	△632	43,972	一般財源 △632	役務費等の節約による減額	

款	1 0 教育費	項	4 高等学校費		目	2 高等学校管理費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
全日制高等学校管理費	5,023,853	250,119	5,273,972	使用料及び 手 数 料 △5,187 国庫支出金 277,267 財 産 収 入 △12,021 諸 収 入 △1,055 一 般 財 源 △8,885	(増額理由) 県立高等学校管理運営費 県立高等学校における保健衛生 用品等の購入及び感染症対策等 に資する教職員の資質向上のた めの研修を実施 (減額理由) 委託料に係る入札差金等の減額 及び需用費等の節約による減額	
定時制高等学校管理費	254,328	6,117	260,445	使用料及び 手 数 料 29 国庫支出金 7,600 一 般 財 源 △1,512	(増額理由) 県立高等学校管理運営費 県立高等学校における保健衛生 用品等の購入及び感染症対策等 に資する教職員の資質向上のた めの研修を実施 (減額理由) 委託料に係る入札差金の減額及 び需用費の節約による減額	
通信制高等学校管理費	62,523	2,213	64,736	使用料及び 手 数 料 △4 国庫支出金 2,400 一 般 財 源 △183	(増額理由) 県立高等学校管理運営費 県立高等学校における保健衛生 用品等の購入及び感染症対策等 に資する教職員の資質向上のた めの研修を実施 (減額理由) 需用費の節約による減額	

款	1 0 教育費	項	4 高等学校費		目	3 教育振興費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
高等学校等奨学金事業 特別会計繰出金	505,899	△92,084	413,815	一般財源 △92,084	埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計における事業費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
理科教育設備費	28,500	△7,816	20,684	国庫支出金 △3,908 一般財源 △3,908	国庫支出金の交付決定に伴う減額	
公立学校父母負担 軽減事業費	12,782,655	△586,235	12,196,420	国庫支出金 △458,746 一般財源 △127,489	支給対象者数等が当初の見込みを下回ったことによる減額	
産業教育設備費	98,304	2,402,707	2,501,011	国庫支出金 772,749 県債 1,629,000 一般財源 958	(増額理由) 高等学校産業教育設備整備事業 県立高等学校におけるデジタル化に対応した産業教育設備の整備	
定時制・通信制教育 振興費	4,928	△2,072	2,856	一般財源 △2,072	貸付金が当初の見込みを下回ったことによる減額	
情報教育推進費	2,843,226	△338,705	2,504,521	国庫支出金 58,771 県債 △320,000 一般財源 △77,476	(増額理由) 「教育の情報化」基盤整備費 県立高等学校における低所得世帯の生徒が使用するタブレット端末等の整備 (減額理由) 委託料に係る入札差金等の減額	

款	1 0 教育費	項	4 高等学校費		目	4 学校建設費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
県立高等学校 エレベーター等設置費	43,468	△14,963	28,505	県 債 △15,000 一般財源 37	委託料が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
県立高等学校 実験実習棟改築費	384,070	63,855	447,925	国庫支出金 24,503 県 債 63,000 一般財源 △23,648	(増額理由) 高校生の「農力」育成強化プロジェクト 県立高等学校における温室の整備 1校 (減額理由) 委託料が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
県立高等学校 実験実習棟改築費 (平成30年度着工分 ・継続事業第3年次支出額の変更)	116,826	△77,654	39,172	県 債 △69,000 一般財源 △8,654	工事請負費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
県立高等学校 実験実習棟改築費 (令和元年度着工分・ 継続事業第2年次支出額の変更)	125,927	△73,195	52,732	県 債 △73,000 一般財源 △195	工事請負費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	

款	1 0 教育費	項	5 特別支援学校費		目	1 特別支援学校総務費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
給与費	37,141,566	△1,382,574	35,758,992	国庫支出金 △15,927 諸収入 △5,431 一般財源 △1,361,216	給与過不足調整に伴う減額	
旅費	169,035	△81,440	87,595	一般財源 △81,440	旅費が当初の見込みを下回ったことによる減額	
外部人材配置費	7,698	△5,000	2,698	一般財源 △5,000	報償費が当初の見込みを下回ったことによる減額	

款	1 0 教育費	項	5 特別支援学校費		目	2 特別支援学校管理費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
特別支援学校管理費		1, 293, 594	105, 757	1, 399, 351	国庫支出金 121, 322 財産収入 △4, 747 諸収入 △644 一般財源 △10, 174	(増額理由) 県立特別支援学校管理運営費 県立特別支援学校における保健衛生用品等の購入及び感染症対策等に資する教職員の資質向上のための研修を実施 (減額理由) 委託料に係る入札差金の減額及び需用費等の節約による減額

款	1 0 教育費	項	5 特別支援学校費		目	3 特別支援教育振興費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
ゆとりある障害児教育 推進事業費	1,099,459	△139,042	960,417	国庫支出金 △69,257 一般財源 △69,785	(増額理由) 障害のある子供たちの超スマート社会を生き抜く力を育むICT環境整備事業 県立特別支援学校の高等部における低所得世帯の生徒が使用するタブレット端末等の整備 (減額理由) 需用費等の節約による減額	
就学奨励費	784,630	△119,719	664,911	国庫支出金 △54,645 一般財源 △65,074	支給額が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
スクールバス運行費	2,875,371	△251,000	2,624,371	国庫支出金 △196,000 一般財源 △55,000	委託料に係る入札差金の減額	

款	1 0 教育費	項	5 特別支援学校費		目	4 特別支援学校施設費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
県立特別支援学校 教室不足対策費		529,266	357,774	887,040	国庫支出金 173,901 県債 181,000 一般財源 2,873	(増額理由) 自立と社会参加を目指す特別 支援学校整備事業 県立特別支援学校における校舎 の増築等工事 1校 (減額理由) 工事請負費が当初の見込みを下 回ったこと等による減額及び国 庫支出金の交付決定に伴う財源 更正
県南部地域 特別支援学校 (仮称) 校舎整備費 (継続事業 第3年次支出額の変更)		2,652,256	△622,948	2,029,308	国庫支出金 548,255 県債 △1,171,000 一般財源 △203	工事請負費が当初の見込みを下 回ったこと等による減額及び国 庫支出金の交付決定に伴う財源 更正
県東部地域 特別支援学校 (仮称) 校舎整備費 (継続事業 第1年次支出額の変更)		248,927	△44,846	204,081	県債 △44,000 一般財源 △846	委託料が当初の見込みを下回っ たこと等による減額

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	1 社会教育総務費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		事業概要
給与費	2,698,598	△263,725	2,434,873	国庫支出金 △675 諸収入 △1,977 一般財源 △261,073		給与過不足調整に伴う減額

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	2 社会教育振興費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
青少年教育振興費	363,502	△137,465	226,037	国庫支出金 △67,062 一般財源 △70,403	国庫支出金の交付決定等に伴う減額	
成人教育振興費	3,608	△2,810	798	国庫支出金 △936 一般財源 △1,874	報償費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
生涯学習推進事業費	8,980	△5,438	3,542	使用料及び 手数料 △562 一般財源 △4,876	報償費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
社会教育振興費	68,516	△2,399	66,117	諸収入 △980 一般財源 △1,419	需用費等の節約による減額	
さいたま芸術文化祭開催費	10,234	△2,048	8,186	一般財源 △2,048	補助金が当初の見込みを下回ったことによる減額	
社会教育団体補助	9,030	△1,060	7,970	一般財源 △1,060	補助金が当初の見込みを下回ったことによる減額	
人権教育推進費	1,911	△444	1,467	一般財源 △444	補助金が当初の見込みを下回ったこと等による減額	

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	3 文化財保護費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
文化財保護事業補助	140,573	△12,370	128,203	一般財源 △12,370	補助金が当初の見込みを下回ったことによる減額	
埼玉古墳群整備費	105,860	△9,953	95,907	国庫支出金 △4,977 県債 △2,000 一般財源 △2,976	国庫支出金の交付決定に伴う減額	

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	4 社会教育施設費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
文化財収蔵庫建設費	172,770	△14,251	158,519	県 債 △14,000 一 般 財 源 △251	工事請負費が当初の見込みを下 回ったこと等による減額	
げんきプラザ費	343,596	△5,480	338,116	使用料及び 手 数 料 △10,581 財 産 収 入 △186 一 般 財 源 5,287	委託料に係る入札差金等の減額	
さいたま文学館費	123,000	3,009	126,009	国 庫 支 出 金 3,009	(増額理由) さいたま文学館運営費 さいたま文学館の指定管理業務 において、新型コロナウイルス 感染症の影響による利用料金収 入の減少等に対応するための増 額	
文書館費	18,744	△1,493	17,251	諸 収 入 △134 一 般 財 源 △1,359	需用費に係る入札差金等の減額	

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	5 博物館費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
歴史と民俗の博物館費	92,690	△7,067	85,623	使用料及び 手数料 △4,580 国庫支出金 1,166 財産収入 △1,398 諸収入 △2,012 一般財源 △243	需用費等の節約による減額	
史跡の博物館費	48,972	△15,619	33,353	使用料及び 手数料 △2,538 国庫支出金 △4,297 財産収入 △3,689 諸収入 △764 一般財源 △4,331	委託料に係る入札差金等の減額	
自然と川の博物館費	262,059	2,439	264,498	使用料及び 手数料 △3,279 国庫支出金 10,074 繰入金 △4,220 諸収入 △125 一般財源 △11	(増額理由) 川の博物館管理運営費 川の博物館の指定管理業務において、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減少等に対応するための増額 (減額理由) 需用費等の節約による減額	

款	1 0 教育費	項	8 社会教育費		目	6 美術館費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
運営費	69,962	△6,413	63,549	使用料及び 手数料 △8,252 財産収入 336 諸収入 2,389 一般財源 △886	委託料に係る入札差金等の減額	
企画展開催費	72,833	△26,869	45,964	使用料及び 手数料 △17,409 財産収入 △6,464 一般財源 △2,996	負担金が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
美術作品取得費	54	4	58	財産収入 4	(増額理由) 美術作品取得事業 美術作品取得基金の運用益が当初の見込みを上回ったことによる増額	

款	1 0 教育費	項	9 保健体育費		目	1 保健体育総務費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
給与費	261,784	△25,268	236,516	諸 収 入 △369 一 般 財 源 △24,899	給与過不足調整に伴う減額	

款	1 0 教育費	項	9 保健体育費		目	2 学校保健連絡調整費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
教職員健康診断費	189,261	△3,186	186,075	一般財源 △3,186	予防接種受診者数が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
新型コロナウイルス感染症対策事業費	88,640	△34,818	53,822	国庫支出金 △34,818	需用費等の節約による減額	
学校保健推進費	421,451	△31,967	389,484	国庫支出金 △2,223 一般財源 △29,744	委託料に係る入札差金等の減額	
学校安全管理強化費	254,308	△9,124	245,184	国庫支出金 △851 諸収入 △6,301 一般財源 △1,972	災害共済保険加入生徒数が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
学校環境整備推進費	40,234	△3,111	37,123	一般財源 △3,111	委託料に係る入札差金等の減額	
登下校安全対策推進費	5,841	△2,164	3,677	国庫支出金 △1,094 一般財源 △1,070	需用費等の節約による減額	

款	1 0 教育費	項	9 保健体育費		目	3 体育振興費
事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要	
学校体育振興費	68,904	△33,619	35,285	国庫支出金 △1,124 繰入金 △6,800 一般財源 △25,695	補助金が当初の見込みを下回ったこと等による減額	
社会体育振興費	2,087	△1,427	660	使用料及び 手数料 △4,935 一般財源 3,508	報償費が当初の見込みを下回ったこと等による減額	

2 繰越明許費 (款) 10 教育費 (教育委員会所管分)

単位 (千円)

項 目	事 業 名	金 額	理 由
1 教育総務費 4 教育連絡調整費	指導内容研究推進費	33,000	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
1 教育総務費 7 教育財産管理費	県立学校建物等維持管理費	35,804	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難なため。
1 教育総務費 7 教育財産管理費	快適ハイスクール施設整備費	469,966	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難なため。
1 教育総務費 7 教育財産管理費	県立学校大規模改修費	1,548,490	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難なため。
1 教育総務費 7 教育財産管理費	県立学校大規模改修費	1,446,654	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
1 教育総務費 7 教育財産管理費	県立学校体育館整備費	126,217	関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難なため。
3 中学校費 2 学校管理費	中学校管理費	800	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
4 高等学校費 2 高等学校管理費	全日制高等学校管理費	292,282	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。

項 目	事 業 名	金 額	理 由
4 高等学校費 2 高等学校管理費	定時制高等学校管理費	7,600	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
4 高等学校費 2 高等学校管理費	通信制高等学校管理費	2,400	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
4 高等学校費 3 教育振興費	産業教育設備費	2,402,707	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
4 高等学校費 3 教育振興費	情報教育推進費	86,981	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
4 高等学校費 4 学校建設費	県立高等学校 実験実習棟改築費	105,856	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
5 特別支援学校費 2 特別支援学校管理費	特別支援学校管理費	121,322	国の補正予算に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
5 特別支援学校費 3 特別支援教育振興費	ゆとりある障害児教育推進 事業費	3,014	国の補正予算等に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。
5 特別支援学校費 4 特別支援学校施設費	県立特別支援学校教室不足 対策費	454,513	国の補正予算等に基づくものであり、年度内の事業完了が困難なため。

会 計 名		埼 玉 県 高 等 学 校 等 奨 学 金 事 業 特 別 会 計			
事 業 名	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事 業 概 要
奨学金貸付費	764,641	△153,300	611,341	財 産 収 入 1,203 繰 入 金 △152,084 繰 越 金 120 諸 収 入 △2,539	金融機関へ支払う事務手数料が 当初の見込みを下回ったこと等 による減額

不祥事防止研修プログラム

未来を育てる 私たちの使命と誇り

～不祥事根絶を目指して～

令和3年2月
埼玉県教育委員会

文教委員会質疑・質問事項

議事堂 5 階 第 8 委員会室
令和 3 年 2 月 26 日（金）
14：40開会～15：03閉会

1. 議案

【第 52 号議案 令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 14 号）のうち教育局関係】

Q：大きく分けて 2 点ある。
通信制及び第 2 子以降全日制の人たちと第 1 子の方の差額の理由は何か。
金額はどのように決まったのか。

（財務課長）

A：まず、2 万 6, 100 円と 1 万 2, 000 円の差額が出ている理由でございます。
奨学のための給付金につきましては、当初から第 1 子の給付額が第 2 子以降の給付額より低く設定されていたという状況がございます。これは国の制度設計時において、一般的には多子世帯の方が家計の負担が多いということで、第 2 子について金額が多く設定されていたというところがございます。

一方で、県から要望しまして、第 1 子の給付額が第 2 子の給付額に追いついてきているという状況でございます。

国によりますと、今回の追加給付額については、特に来年度予算で要求している額を現時点において支援が必要な額と整理して今回の補正予算で計上していると聞いております。

今回の国の補正予算についての追加の給付額の内訳は示されていないところがございますが、先ほど申し上げたとおり、令和 3 年度の国の予算においては、増額部分の内訳といたしまして第 1 子の給付額は第 2 子以降の給付額との差を縮めるための増であります、教科外活動費 1 万 4, 100 円、オンライン通信費に係る費用 1 万 2, 000 円、併せて 2 万 6, 100 円となっております。また、第 2 子以降については、オンライン学習費用に掛かる 1 万 2, 000 円、これが来年度の部分に係るものとして内訳が示されており、それを前倒ししているという状況でございます。

大きな流れといたしまして、繰り返しになりますが、第 2 子の方が第 1 子よりも充実していたものですから、それに近づけるため、額の差が生まれるというものであります。

次に、今回の金額の根拠でございます。

国の基準に基づきまして全日制の非課税世帯の第 1 子においては 2 万 6, 100 円、第 2 子以降においては 1 万 2, 000 円の追加の支給を行うものがございます。

国において追加支給する金額については、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているということで、令和 2 年度においても追加的支援を必要とする教育費があるだろうと、そういう整理をしております。

先ほど申し上げたとおり、具体的な積算、費目については来年度部分では想定しているのですが、今回の追加給付では想定していないところがございます。

一方で、給付金の趣旨から、追加支給額は授業料以外の教育費に充てられるというものであります。

今回の金額については、来年度の政府予算で全日制に通う非課税世帯の第 1 子については 1 万 4, 100 円とオンライン部分に係る 1 万 2, 000 円を足したものであります。

それが、来年度当初と今年度当初の差額部分を前倒しいたしまして、追加的に要求しているものであります。

Q： この金額というのは国から示されたものと理解したのだが、埼玉県は物価が高い一方で物価が安いところもあり、様々事情が違うが、その点について、埼玉県を踏まえたものは考えなかったのか。

(財務課長)

A： 今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響等で困窮した家庭に対して、いち早く追加給付することを最優先としてお願いしております。

本県では、以前より国に奨学のための給付金の増額を要望してございます。今回の追加支給については、これまでになく大幅な増額となっております。例えば今回2万6,100円の増であります。昨年度から比べてみると、令和元年から令和2年については1,300円の増でありました。それと比べると、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮したことで、困窮した世帯に寄り添った、考慮した給付額となっているものではないかと考えております。

なお、今回の追加給付については、国庫10分の10で補助されますが、今回の増加分は来年度以降も増加されまして、全体としては元々、国庫3分の1補助でございまして、残りの3分の2は県の方で負担する形式になっております。地財措置等なされますが、今回の大幅な増は来年度を見据えますと、県の方にもそれなりの負担が掛かっているということになります。それから近県等にも問い合わせたところ、特に県単独で更なる上乗せ支給を行う予定はないということでした。そうした状況の中で、今回についての更なる上乗せはそれなりの充実した、かなりの額の給付の増となっております。

Q： 埼玉県としては、執行部としてこの金額で十分であるということか確認したい。

(財務課長)

A： 今回については、大幅な増であり、困窮した世帯に寄り添ったものであります。

一方で、本当にそれが十分かということになりますと、様々な家庭の状況がありますので、そういったことも影響があるんだと考えなければいけないということでもあります。そうしたこともありまして、県としては、給付金以外に県独自の奨学金や、一定の所得制限の下、全ての方の授業料を負担している就学支援金制度がございまして、そうした様々な充実した制度でコロナ禍に対応していきたいということもございまして。

Q： 1点目、追加給付額2億2,300万円の算出根拠を教えてください。具体的には、全日制等第1子の人数、全日制等第2子以降の人数、通信制の人数、専攻科の人数の内訳を教えてください。

2点目、オンラインによる通信費の中身について教えてください。パソコンやタブレットを買うことを含んでいるのか。奨学のための給付金の対象者の推移はどのようになっているのか、年々増えているのか、減っているのか。

(財務課長)

A： まず、今回の追加給付の対象人数ですが、1万531人を見込んでおります。具体的に申しますと、非課税世帯全日制等の第1子につきましては、6,853人です。非課税世帯全日制等の第2子につきましては、3,532人です。非課税世帯通信制につきましては、125人です。非課税世帯専攻科につきましては、21人です。合計1万531人を見込んでおります。

続きましてオンライン通信費の中身についてですが、オンライン学習に必要な通信費相当ということもございまして、今年度につきましては、既に1万円を給付して

おります。来年度につきましては、1万2,000円を給付するというごさいます。通信費相当ということごさいますので、それに係る費用に充てていただくものごさいます。

続きまして受給率の推移についてごさいますが、今年度につきましては、見込みも含めての数字ですが、10.1%ごさいます。平成29年度につきましては11.4%、年々下降傾向ごさいまして、平成30年度につきましては10.9%、昨年度につきましては9.7%と、様々な要因があると考えられますが、おおむね減少傾向ごさいました。それが、今年度はコロナの影響等もあると思ひますが、少し反転しているという状況ごさいます。

Q： 今年度の受給率は令和元年度と比べて9.7%から10.1%と増加しているということだが、人数はどのくらい増えているのか。

(財務課長)

A： 令和元年度につきましては、1万1,614人、今年度については、見込みも含みますが1万1,887人ごさいます。この数字は先ほどの積算の数字とは異なり生活保護世帯の方を含めた数字になります。増えた人数ごさいますが、273人になります。

**Q： 今回の追加給付はどのように周知するのか。
また、今支給を受けている人は追加給付を受けるために改めて申請する必要あるのか。**

(財務課長)

A： 今回の追加給付については、既に支給を受けている方が対象となります、この方々に追加支給するものごさいますので、改め申請していただく必要ごさいません。予算をお認めいただいた後に、対象者の方に、3月上旬に今回の追加給付の概要を記載した案内を送付させていただき、口座等の修正があるため、若干期間を空けさせていただき3月下旬までに対象者の方々の口座に振り込みたいと考えております。

Q： 仮に新たな申請があった場合はどうするのか。

(財務課長)

A： 今回の追加給付については、既に支給を受けている方が対象ごさいますが、このような状況ごさいますので、個別に状況を確認しながら柔軟に対応していきたいと考えております。

Q： 追加給付は学校を通じて行うのか。

(財務課長)

A： 学校を通じてではなく、財務課と対象者の方が直接やり取りさせていただきたいと考えております。

Q： 急施議案としているので、3月中に今回の事業が完了できるということごさいか。

(財務課長)

A： 今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響等で困窮した家庭に対して、いち早く追加給付をお届けすることを最優先として急施議案としてお願いしているところごさいます。そのため3月中に必要な世帯に給付できるように、今、スケジュールを組んで準備しているところごさいます。

Q : 3月中に給付できるよう、教育局として総力を挙げて対応してもらいたい。(要望)

文教委員会質疑・質問事項

議事堂 5 階 第 8 委員会室
令和 3 年 3 月 8 日 (月)
10:02 開会～12:32 閉会
(休憩 11:04～11:10)

1. 議案

【第 38 号議案 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例】

Q： 教育局定数について、情報通信技術を活用した学校教育の推進等のために定数増とのことだが、情報化の推進に限らず増減の要因があると思うが、具体的な内訳は。

(総務課長)

A： 増加の要因につきましては、4 点ございます。

1 点目、来年度以降 ICT の活用を一層推進するため 1 名の増員。

2 点目、特別支援学校の新校設置及び高校内分校の開設のため 2 名の増員。

3 点目、新型コロナウイルス感染症への対応として 1 名の増員。

4 点目、教職員の履歴等を管理する「人事給与情報システム」を来年度からリニューアルするため 1 名の増員。増加の要因は合わせて 5 名でございます。

一方で減少の要因でございますが、今年度、埼玉県を会場に実施する予定でありました全国高校総合体育大会で、実際は実施できませんでしたが、これらの事務が全て終了したことに伴い、2 名の減員。

教職員に給与を支払うためのシステム開発の完了に伴い、1 名の減員。減少の要因は合わせて 3 名となります。増減の差引きの結果、2 名の増員となります。

Q： ICT の活用については、かなり期待を持っているが、そのような中で 1 名の増員では納得し兼ねるところがある。この 1 名はどのように展開をしていってくれるのか、またはどのような体制を敷くのかなど具体的に説明してほしい。

(教育長)

A： 国による G I G A スクール構想の前倒し、新型コロナウイルス感染症による学びの継続という観点で国からも多額の国費を頂き、議会にもお認めいただき補正予算も組ませていただきました。市町村も財政状況が厳しい中であっても、通信環境の整備などについて多額の財政支出をしていただき、年度内に全ての小・中学校並びに県立学校に 1 人 1 台端末を使って授業を行うことのできる環境が整いつつあります。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会においても、「それぞれの市町村において格差が生じないようにしっかりと体制を組んで推進するように」と委員から御指摘を頂いており、私からも「専担組織を作るなどしてしっかりと対応していく。」と答弁させていただきました。

小・中学校の教育については、市町村の取組ということになってはいますが、市町村立学校の規模は大小様々であるため、市町村間で ICT 教育に差が出ないように一元的・効果的な運用が図れるよう、組織を作り、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

具体的には、仮称ではありますが、4 月に教育局内に ICT 教育推進課を 13 名の体制で設置することとしました。これまで ICT 教育の推進につきましては、小・

中学校では義務教育指導課、高等学校では高校教育指導課、特別支援学校では特別支援教育課とそれぞれの課が担当しておりましたが、県内の小・中・高・特別支援学校を一体として指導するために、これらの指導部門を1か所に集めて、教育情報化施策の企画立案やICT機器の整備などを行う企画・総合調整担当、教員の研修や動画教材の研究開発などを行うICT教育指導担当を設け、総勢13名の体制でスタートするよう準備を進めております。

これまでも取組は進めてまいりましたが、いずれの市町村でも、どこの学校でも同じような環境の下で、同じような教育指導ができるように一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

○： ICT教育に関しては、市町村間で差が出ることは好ましくないと考えているので、横串を刺して組織を展開されることに期待するとともに、新組織に13名が必要だとすれば、他の所属が手薄になる可能性があるため、十分に精査した上で展開して欲しい。（要望）

Q： ICT教育の推進のために新しい課を作るとのことだが、人を増やしたり予算を増やしたりしないと4月からスムーズにスタートできないのではないのか。

（総務課長）

A： 新年度の事業につきましては、現在の義務教育指導課、高校教育指導課、特別支援教育課など、関連する部署におきまして令和3年度当初予算案の中に必要な経費を盛り込ませていただいております。御議決を頂ければ、それらの予算を新課へ集約させていただいて、より一層効果的、効率的な執行をさせていただければと考えております。

Q： 13名体制でICT教育を推進していくとのことだが、1名の増員で足りるのか。

（総務課長）

A： 教育局の職員については、定数の増減に表れるもの、表れないものがありますが、局全体の再配置を必ず行っております。ICT関連の業務を既に行っている職員が関係する課におりますので、そういった職員を再配置することで13名体制の新しい課を設置することができると考えております。

○： 資料要求をしたい。事務局職員の定数が2名増とのことだが、実態として全体の組織がどのようになっているのか、あるいは今の組織をどのように振り替えていくのかが見えないので整理できている資料があれば提供してほしい。

○： その資料の中に新課の13名をどのように作るのかも加えてほしい。再配置の状況が見えないと我々も安心ができない。

【第39号議案 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例】

Q： 教職員の標準定数の変更のためとあるが、もう少し詳細にどのような変更があったのか、また、改定の根拠を伺う。

（県立学校人事課長）

A： 学校職員の定数は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、条例で定められております。本改正条例では、高等学校につきましては、生徒数の減少により学校毎の生徒の定員が減少したため、定数を減としております。また、特別支

援学校につきましては、生徒数の増加から学級数が増加したため、定数を増としております。これらの定数は、いわゆる「義務標準法」、「高校標準法」によって算定された数に基づいております。

(参事兼小中学校人事課長)

A： 改定の根拠につきましては、県立学校人事課長からありましたように、いわゆる義務標準法に基づいて算定された結果、定数増となるものでございます。小・中学校につきましては、まず小学校ですが、全体として児童数は減少傾向にあります。特別支援学級に在籍する児童は増加となります。そのため、特別支援学級増加部分等による増員が60名でございます。また、国の定数改善がなされ、小学校2年生が35人学級となった場合は、増員が23名で、両方合わせて83名の増員ということでございます。中学校につきましては、令和3年度は通常学級、特別支援学級共に生徒数が増加します。そのことから162名の増員ということになります。

Q： 1点確認したい。法律だからこの人数で増減、というようなことよりも、現場で人数が足りていないから増加してほしい、余っているから減らして欲しい等というような現場の意見を加味して決めているのか。

(参事兼小中学校人事課長)

A： 小中学校の教職員の定数は、義務標準法に基づき国が定める水準で算定しておりますが、現場の意見として、働き方改革を進めている中ではございますが、厳しい現状にあるということは伺っております。また、市町村の教育委員会等から、あるいは学校現場から、加配教員を増やして欲しいという意見を頂いておりますので、その点に関しましては、埼玉県から国に定数改善を引き続き進めてほしい旨の要望を行っているところでございます。

Q： 職員の定数の改定で小学校は83名の増加となっているが、小学校2年生の35人学級を実現することとの関連ではどうなっているのか。国としてやっと重い腰を上げたわけだが、埼玉県でも市町村独自に小学校において少人数学級を行っている所もある中で、他県でも35人学級を進めている。そうした中で今後の見通しを伺う。

また、特別支援学級は増加しているということだが、特別支援学級の見通しについても伺う。

また、特別支援学校は119人の定数増となっているが、これで足りるのか。上尾南高校、宮代高校、岩槻特支と、次々と非常に頑張って開校予定になっているが、見通しはどうか伺う。

(参事兼小中学校人事課長)

A： まず、小学校2年生の35人学級によって増える人員についてでございますが、先ほど御説明させていただいたとおり、小学校の定数が83名増えますが、うち60名はいわゆる特別支援学級の増加によるものや通級指導、日本語指導の児童が増えますので、そういった子供たちに対する対応のため増員されます。それとは別に、23名の増員がございまして、これが小学校2年生の35人学級に伴う増員でございます。小学校2年生が35人学級になることによって158学級が増加になると見込んでおります。この158学級の増加に対して、学級担任以外にも教員が必要ですので、学級数に応じて掛け算がされ、それらを合わせると181名の増員ということになります。その181名の増員分から加配定数として158名を国は差引きするとしておりますので、181名から158名の加配定数を引いた数が23名ということになります。先ほどの60名とこの23名を合わせて、83名ということになっております。

今後の見通しでございますが、代表質問でも御答弁をさせていただいたとおり、既に本県では小学校2年生を35人学級として行っておりますので、来年度小学校2年生の35人学級が法律で決まったところで、埼玉県では小学校3年生においても35人学級ができる仕組みを今整えているところでございます。その後につきましては、国の加配定数の動向等を十分見極めながら、小学校4年生以降について検討をさせていただきたいと考えております。

特別支援学級についてですが、小学校は令和2年度と令和3年度の特別支援学級の差が118学級増加するというところでございます。年々特別支援学級は増加しております。特別な支援を要する児童生徒に対して、きめ細かな対応をしっかりとさせていただきたいと考えておりますので、今後の特別支援学級の児童数あるいは生徒数の増加を見極めながら、きめ細かな対応をしていきたいと考えております。

(県立学校人事課長)

A： 特別支援学校の増についてこれで足りるのかという御質問にお答えいたします。特別支援学校につきましては、児童生徒数の増加に伴う学級数の増により、法律に基づいて算定いたしました。御理解いただければと思います。

Q： 本来であれば、国が35人学級を行うのであれば、加配についても予算をしっかりと取るべきである。その点で加配定数も引き続き国に要望していくということであるが、その点について引き続き強く求めていってもらわなければならないと考えるがいかがか。

(参事兼小中学校人事課長)

A： おっしゃるとおり、国は加配定数を振り替えて対応するとしておりますが、埼玉県としても、生徒指導面、学習指導面、その他様々な面で児童生徒を支援する加配というものが必須だというふうに考えておりますので、引き続き国に要望してまいりたいと存じます。

【第54号議案 令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）のうち教育局関係】

Q： 資料3の「令和2年度2月補正予算概要」（2）の中の「情報教育推進費」として8,698万1,000円が計上されていて、内容についてはタブレット端末等の整備となっているが、低所得世帯の定義と、タブレット端末を何台整備するのか伺う。

(高校教育指導課長)

A： まず、低所得世帯の定義についてでございますが、高校の場合につきましては高校生等奨学給付金の受給者が対象となっております。特別支援学校につきましては就学奨励費支弁区分Ⅰの者が対象となっております。

タブレットの台数ですが、高校では6,082台、特別支援学校では829台となっております。

Q： タブレットの数を承ったが、これからオンラインを活用する中で低所得世帯の生徒のためにタブレットを整備する点については評価したい。

一方、ICT環境というと、端末以外にネットワーク環境が必要になる。先日の文教委員会の中でも、通信費が計上されており、その通信費を使って家庭のネットワーク環境を整えてほしいということなのだろうが、実際にどういう根拠なのかというと、オンラインや勉強に使う部分を月額1,000円と考えたのだろう。その通信費については通信に使うという誓約書を取っているとは伺っているが、家庭の

中で様々な事情で確実に使われるかは、追えない部分があるため、タブレットは整備したものの各家庭でうまく活用できない状況が発生してくる可能性があることを懸念している。その中で低所得世帯の生徒が家庭環境の差によってオンラインの学びから置き去りにされてしまうことは絶対にあってはいけないと思っている。タブレットをWi-FiモデルからセルラーモデルにすればICT環境は全て整うかと思うが、セルラーモデルを検討することはないのか。

(高校教育指導課長)

A： 委員御指摘のように、非課税世帯であるからオンラインによる学習環境が整わないということはあってはならないと考えております。

非課税世帯の高校生を含め、全ての高校生に対して適切なオンライン学習を、確かにセルラーモデルを整備することで一元的にできることはあるかと思いますが、国の仕様などを勘案してまいりますと難しい状況がございますので、今でき得る最大限の努力をさせていただきながら、例えば学校では家庭の負担を考慮して適切な通信容量の課題等を配信するなどの工夫をしながら、県としてしっかりと状況を把握し取り組んでいきたいと考えております。

Q： 確認だが、セルラーモデルなどについては、国の仕様の中で制限されているので現在選択できないという状況があるということか。県の判断でセルラーモデルが導入できないのか。

(高校教育指導課長)

A： 仕様についてはできないというわけではないのですけれども、通信費については奨学のための給付金が支給されている非課税世帯の高校生にオンラインの通信料として、御指摘のごさいます月1,000円を補助することにより対応させていただきたいと考えております。

Q： そういった国が示している基準の中でしっかり皆さんがやっていることは理解するが、一方で困窮世帯の生徒が置き去りにされないようにしっかり見てもらいたいのので、どのように学校と連携を取っていくのか、検討してもらいたいがいかがか。

(高校教育指導課長)

A： 今後状況を見させていただきながらしっかりと対応させていただきたいと考えております。

Q： さいたま文学館と自然と川の博物館の補正予算ついて伺う。このまま議決されることになれば、速やかに指定管理者への支払をすることになると思うが、議決されるのは3月26日である。年度末まで日にちがない。土日を挟んで3日、4日程度である。確認の意味で伺うが、今回の補正予算は、コロナで疲弊して入館料が減った分、これを補うというものであると認識している。しっかりと先方に届くようにお金を充当してほしいと思っているが、確認したい。

また、教職員の給与費についてであるが、教育総務費、小・中・高・特別支援学校、そして保健体育費に至るまで、給与過不足調整に伴う減額となっているが、想像するに、昨年の年末の人事委員会勧告を受けての減額ということかと思うが、額を見ると高校は約20億円の減額となっており額が大きいので、人事委員会勧告以外で減額の理由があれば伺いたい。

(文化資源課長)

A： 今年度、博物館に関しては、休館あるいは休館をしていない時も新型コロナウイ

ルス感染拡大防止のため、人数制限などを行っています。そのため、利用者が減少しており大変厳しい状況になっています。指定管理者への支払は、委員御指摘のとおり、議決を頂いた後ですと3月末になろうかと思いますが、事務手続をする上で、3月末に支払をすることは難しい状況です。ただ、指定管理者も大変苦しい状況にありますので、4月の早い時期に支払ができるように努めてまいります。

(財務課長)

A： 給与費の減額について御説明いたします。今年度、人事委員会勧告に基づいて給与費が減額となっているところでございますが、それ以外に、新型コロナウイルス感染症の影響により、部活動、修学旅行等が中止又は延期になっております。それに伴いまして、部活動手当等の特殊勤務手当が当初の見込みよりも減少しております。約12億5,000万円の減額をしております。昨年度は、この減額はございませんでした。新型コロナウイルス感染症による特殊な事情が、今回の減額には影響していると考えております。

Q： 指定管理者への支払が4月になるということだが、出納整理期間の中で、最長でどのくらい支払が伸びる可能性があるか。

(文化資源課長)

A： 出納整理期間は5月31日までですが、可能な限り早めに対応できるよう準備を進めてまいります。

O： 少しでも早く支払えるようお願いしたい。(要望)

Q： 第54号議案の一般会計補正予算(第15号)について、資料3の21ページに県立特別支援学校教室不足対策費が計上されてるが、教室不足問題は廊下を使用したり、大変大きな問題になっている。教室が不足するなど一般では考えられないが、その積算根拠と具体的内容についてどうなっているのか。

(特別支援教育課長)

A： 特別支援学校教室不足対策費についてお答え申し上げます。まず、内容につきましては、大宮北特別支援学校に増築棟を設置するものでございます。併せて現在の職員室の拡張工事を行います。こちらは増築が4.3億円、改修につきましては0.2億円になります。積算の根拠になりますが、校舎増築として工事費が先ほど申し上げました4.5億円、それに対し今年度行いました設計の執行残等を差し引いて3億5,777万4,000円という数字になっております。

Q： 2点伺う。先ほど、タブレット端末等の整備の御説明があったが、整備する時期としては、新学期までに間に合わせるのか。あるいは、いつ頃になるのか。

また、全体の話だが、国の補正予算が付いて、大規模改修費、産業教育推進費、特別支援学校の増築等が行われると思うが、これらの事業は、県として、当初から来年度行う予定だったのか、あるいは国の補正が付いたから前倒しをしてその分をプラスしているのか、更に他にも予定しているものがあるのか、この辺りの考え方や、県として、あるいは教育局としてその判断をどのようにしたのか伺う。

(高校教育指導課長)

A： タブレットについては、早くても秋頃の整備を予定しています。

(財務課長)

A： 今回の国の補正予算を活用した県の補正予算の考え方を説明いたします。

今回の増額補正は、国の補正予算を活用し、「学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止策」、「学校におけるICT環境の整備及びデジタル化への対応」、「老朽化対策や防災機能強化等の学校施設の整備」について、必要な取組を計上させていただきました。

このうち、例えば、特別支援学校6校の老朽化した空調の改修工事や特別支援学校1校の増築等工事については、令和3年度当初予算において計画していたものを、国の補正予算を活用し、前倒して計上したものでございます。

一方、特別支援学校2校の校舎等の老朽改修工事やデジタル化に対応した産業教育設備の整備などは、財政状況が厳しい中、実施時期として令和4年度以降を計画していたり、未定であったものを、この機会に国の補正予算を活用し、前倒して計上したのもございます。

これらの取組を実施することにより、児童生徒に対して安全で快適な学習環境を提供できるとともに、経済対策にも寄与するものと考えております。

Q： 秋頃の整備だと、それまでの他の生徒との格差についてどう考えるか。

(高校教育指導課長)

A： 全体的な考え方としてBYODという形で、生徒が所有しているタブレットやスマートフォンを活用して、行うことを考えております。スマートフォンについては生徒の98パーセントほどの所有の確認が取れています。残りの2パーセントについては各校に40台タブレットが整備されているので、そちらを活用して全生徒がICT教育を受けられるよう努めてまいります。

Q： 通常はタブレット端末の持込みが中心で、それ以外の生徒はスマートフォンでカバーしているということか。

(高校教育指導課長)

A： 現在のところ、スマートフォンの活用を考えております。

Q： 資料3の歳出予算事業概要の減額補正の部分だが、「給与費」については、人事委員会勧告と新型コロナウイルスの影響による減額だということは理解したが、「その他」のところ約62億9,500万円の減という大きな金額があるが、入札差金と節約等の内訳・内容と、節約の具体的な内容が分かれば教えてほしい。

(財務課長)

A： 「その他」の減額補正について御説明いたします。まず、学校教育総合支援事業ですが、約14億円の減額となっております。こちらは、学習指導員の配置をした市町村に対する補助でございますが、学習指導員の単価等が見込みを下回ったことによるものでございます。また、学校職員の旅費でございますが、約8億円の減額となります。こちらについては、コロナウイルスの影響等により、修学旅行が中止になったことに伴い、減額となっております。その他は、工事請負費等について、入札差金により、減額となっているものがございます。

節約については、例えば事務費等については全て使い切るのではなく、なるべく効率的な執行をしておりますので、それらが積み上がったものについて節約と整理させていただいております。

Q： 学習指導員の執行残について、時給の見込みが下がったということだが、どの程度下がったのか、またその理由を伺う。

また、事務費の節約等ということだが、積み上がっていくらぐらいだったのか、分かれば教えてほしい。

(義務教育指導課長)

A： 学習指導員の予算単価については、県が行っている学習サポーターを参考に2,000円として積んでいたところですが、採用・配置を市町村が行う中で、市町村が支払った時給単価が平均1,200円程度であったため、執行残が生じたものでございます。

(財務課長)

A： 事務費の節約でございますが、大変申し訳ございません、このような理由で整理しておりますが、具体的な積上げはございませんので、御容赦いただければと思います。

【第63号議案 令和2年度埼玉県埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）】

質疑なし

2. 行政報告

【教育委員会における不祥事根絶に向けた取組について】

Q： 1点目、不祥事根絶に向けた取組についてということだが、よくマスコミ等でも不祥事と報道されるが、刑事処分を受けて有罪が確定したという以外も含めて幅広い意味があると思うが、不祥事の定義を教えてください。

2点目、資料4-1の「1 懲戒処分件数の推移」について、令和元年度は過去10年間で最も多い39件とある。多くの教職員は真面目に仕事をしていて、教職員の不祥事が報道される度に非常に肩身の狭い思いをし、気の毒な状況にあると思う。そこで、全職員数に対する処分の発生率という点ではどうなのか、また、知事部局と比べた場合はどうなのか教えてください。

3点目、令和2年度の主な取組のところで、⑤教員採用選考試験における採用面接の工夫・改善について伺う。一つ目であるが、性犯罪に詳しい臨床心理士や大学教授などから参考に意見を聴取し、これらの意見を踏まえ、具体的な処分事例を基に個人面接での質問内容を見直したとのことだが、具体的にどのように質問内容を見直したのか、また、それで何が分かるのか。それから、全ての受験者に公平に同じ質問をしているのか伺う。受験に関わることなので答えられる範囲で結構である。

4点目、より多様な視点で選考を行うため、女性の面接試験員を増員したとのことであるが、実際に何人増やしたのか、そして割合がどのようになったのか、それから、女性の面接試験員に期待される役割とは何なのか、具体的に答えてもらいたい。

(総務課長)

A： 1点目、不祥事の定義でございますが、法令違反はもとより、服務規程のような内部規定、社会常識や社会良識に照らし合わせたときに公務員としてふさわしくない行動、言動を全て含んで不祥事と考えています。

2点目、懲戒処分の発生率という御質問です。便宜上、条例の定数を分母として計算しますと、令和元年度から平成22年度までの10年間で平均0.064パーセントという発生率になります。最も発生率が高かったのが令和元年度で0.092パーセント、最も発生率が低かったのが平成25年度で0.036パーセントで

す。知事部局との比較については、知事部局のデータが手元に3年分しかないのですが、令和元年度、平成30年度、平成29年度の3か年の平均ですと0.044パーセントです。

(教職員採用課長)

A： 3点目、委員の教員採用選考試験についての御質問についてお答え申し上げます。まず、専門家の意見を踏まえてどのように採用面接の質問を工夫したのかということでございます。具体的には、昨年度までは、不祥事について、一般事項的な質問例が多かったわけですが、専門家の方から頂いた一つの意見として、児童生徒に関する課題があれば、組織で対応すべきところ、個人で対応してしまったゆえに、そのようなことにつながってしまうとの意見を頂きました。このことから、特に、これまでの処分事例を踏まえ、教員と児童生徒との距離感を問う、こういった質問例を作成させていただきました。それから、受験者全員に同じ質問をしているのかとのお尋ねについてでございますが、昨今、わいせつ行為について問題となっておりますので、必ず、倫理観に関する質問、児童生徒との距離感を問う質問はさせていただきます。それから、女性の面接試験員を増やしたとのことについてでございます。2次試験についてでございますが、小・中学校の選考試験では集団討論、高等学校及び特別支援学校の選考試験では集団面接がございますが、これはどちらも3人の試験員で実施しております。そこで、この中の一人以上は女性を起用するよう努めたところでございます。その結果、昨年夏に実施しました採用選考試験では、小・中学校では、女性を一人以上配置した試験室の割合は100パーセントであり、その前の年では約70パーセントでございました。それから、高等学校及び特別支援学校の集団面接では、女性を一人以上配置した試験室の割合は、57パーセントから、今回68パーセントまで引き上げました。また、面接試験については、我々県職員、校長、教頭だけでなく、この資料にはありませんが、例えば、民間企業の役員の方、人事担当者の方、それから保護者の代表者であるPTAの方、臨床心理士の方など、いろいろな立場の方に面接をお願いしております。同じように、人物を多面的・多角的に見て評価するというところで、女性の方にもお願いしているということでございます。

4点目、女性の試験員の数でございますが、小・中学校につきましては、全試験員132名のうち46名でございます。割合にして約35パーセントでございます。それから高等学校、特別支援学校につきましては、全体の試験員84名のうち女性は19名で、割合は約23パーセントでございます。

Q： 資料4-2不祥事防止研修プログラムについて、まだできたばかりで現場での研修はこれからだと思うが、内容について何点か質問する。

1点目、25ページ「依存症と不祥事の危ない関係」について、飲酒、万引き、盗撮といった行為については思い付きでやったということではなく、依存症のレベルまでいってしまうこともあると思う。依存症というのは病気なので、ある日突然、表に出るのではなく、兆候があると思う。教職員のメンタルヘルスについて人間ドック的な感覚で定期的な検診はできないものか。積極的に教職員の健康を守るという視点から、そのようなことが現状行われているのか。早めにおかしな点があれば事件、事故に至る前に治療なり対処が可能だと思う。そういうことが行われているのか、今後できないのか伺う。

2点目、SNSでのやり取りについて、個人同士でやり取りした場合にお互いに秘密を共有するという感覚があると思う。県立学校では生徒との私的なやり取りはしないということになっているようだが、小・中学校ではどうなのか。

3点目、33ページ「全員でつくる、不祥事を起こさせない職場」について、同僚の言動が怪しいと思っても、なかなか言い出せない、教員同士注意するのは難しい、教頭、校長へも言いづらいという状況の中で、あのとき言っておけばよかった

ということになり兼ねない。教員組織ではフラットな関係を作るのが当たり前だと思うが、報告がしづらい空気があるのではと危惧する。そんな中、資料のポンチ絵にもあるように、心配するようなことについては、例えば「部活帰りに女子生徒を車で送っている男性教員がいた。」あるいは「放課後の教室で男性教員が女子生徒を呼び出して指導」など、こういうことが行われること自体がまずいと思う。教育熱心という点も考慮しないといけませんが、きちんと学校内でルール化した方がいいのではないかと。周囲からの誤解を受けるような行為はしないということでもルール化をし、教職員で共有し、それに反するような場合があれば報告するというのも考えた方がいいのではないかと。今は不祥事、特にわいせつ行為が起きた場合、学校としての痛手が大きい上、当事者である被害を受けた生徒の心の傷を考えると、そのような可能性のあることについては、芽を摘んでいくような具体的な対策を取った方がいいのではないかと。いじめの場合も教員一人が見つけた場合、すぐにグループへ共有し対応するといったマニュアルを作成している。このような不祥事防止に関しても、校内の誤解を受けるような行為についてマニュアル的なものがあった方がいいのではないかと。

4点目、資料4-1不祥事根絶対策チームについて、今まで7校訪問したとのことだが、恐らく不祥事が起きた後に訪問し、起こった経緯、今後の対応について対策を取っていることだと思う。逆に、校長・教頭から、まだ事件性は不明だが厳しそうな教職員について、このチームに相談し事前の対策を取れないか。校長・教頭が全部抱えるのではなく、教育委員会の専門チームに積極的に相談してもらった体制を取った方がいいのではないかと。

(総務課長)

A： 1点目、従来から県職員、県立学校の職員も含め、一般的なストレスの度合いをチェックするというものは毎年度行っております。その結果、本人が心配な状況が出れば保健師等に相談して自己解決をする仕組みはございます。依存症については、資料4-2の26ページに、共済組合で実施している依存症についての相談窓口を紹介し、できるだけ本人が自分で医療につなげてもらえればと思っております。しかし、医療関係者にも、依存症は本人が自覚しづらい上に周りからはなかなか見つけづらいと聞いております。通常ストレスチェックのような仕組みについて、これから研究をさせていただければと思っております。

この資料を作った思いとすれば、本人が自ら自分は依存症かもしれないという危機感を持つケースはレアだと思っております。そこに加えて、職場全体で見守りができていないのではないかと。この資料のコンセプトの一つに当事者意識があり、大きく分けて二つの意味を考えており、職員一人一人が自覚をするということと合わせて、一つ一つの職場で、自分の職場で不祥事は発生させないといった職場単位での当事者意識を高めていく、この二つの方法でできればと思っております。御質問の趣旨については今後どのようなことができるのか、しっかり研究させていただければと思っております。

3点目、資料の34ページの下のコラムの囲みの中に、通知文書の一部抜粋を記載しています。この通知文の中では、児童生徒と1対1での指導は避けることといった大枠については、県教育委員会から県立学校や市町村教育委員会へ通知させていただいているところでございます。それぞれの現場で委員ご提案のルール化は一定程度されているものだと認識はしているのですが、改めて確認させていただければと思っております。

4点目、学校の管理職はなかなか相談する相手もなく、かといって教育委員会に相談に行くのはハードルが高いのだろうと感じています。不祥事根絶対策チームが学校の管理職の皆さんにとって相談しやすいものにできるのであれば、その方法もしっかり検討させていただければと思っております。委員御心配のように、管理職が一人で抱えていることが事を大きくする一つの要素かと思っておりますので、できるだけ早い

段階で御相談いただけるように検討させていただきます。

(参事兼小中学校人事課長)

A： 2点目、市町村立学校においても、県教育委員会が策定いたしました「わいせつ行為等根絶行動指針」というものを令和元年11月11日に全ての職員に周知をしております。この中で、「電子メールやSNSを使った児童生徒との私的な連絡は絶対に行ってはいけません。」と明言しております。これを市町村に周知すると同時に、市町村教育委員会、学校で独自に規定を設けておりますので、市町村立学校においても個別のやり取りについては禁止という形になっております。

○： 余り教員を締め付けるようなやり方はいかがかとは思いますが、事の重大性を考えると一定の節度を持って今はきちんとやらなければならないと思う。そうしなければ、地域の信頼や社会の信頼まで失うことにもつながる。いじめ対策と同様、ある程度マニュアル化していくべきだと思う。また、それを習慣化、定着するまではきちんと折に触れて徹底し、取り組んでほしい。(要望)

Q： わいせつ行為等に係る懲戒処分の資料について、埼玉県はわいせつ行為等に係る懲戒処分が17名であり、わいせつ行為等に係る懲戒免職処分も17名である。他を見ると、東京都は懲戒処分20名でそのうち免職処分は12名であり、そこに差がある。これは逆に言うと、埼玉県はその点でのハードルを上げているのではないか。また、元2チャンネルの管理人の人が、埼玉県は大甘だと東スポに記事を上げていた。要は皆さんがいかに努力しようが、そういった報道がなされることによって、かなり甚大な影響がある。埼玉県が甘いなら埼玉県の教員になろうかなという輩がいたら困る。それを事前にとどめるような工夫もされているのではないかと思うが、ハードルの高さというものをどう考えているのか。

先ほど、教員採用試験の話もあった。私は20年位前に面接官をやったことがある。どちらかの学校かは知らないが小学校の校長先生が割と高い評価をしていた。昼食の時に、すぐにでも御自身の学校で採用したいという人がいたかと聞くと、今日はいなかったという話であった。正しく評価をしているのかと、20年前にもものすごく疑問を感じた。それだけ高い評価をしているのであれば、うちの学校に来てほしいと思うはずであるが、そこが現状とかい離している。教育の畑の人間がどう正しく評価をするかが重要であって、もしそうでなければ根本的に面接の形を変えなければならない。その状況にあるかどうかをどのように認識しているのか。

17件の懲戒処分があって、17件免職であるのは問題である。個人情報保護のことや情報公開の挟間の中で言えないこともあると思うが、それをそのままにしておくと、繰り返し同じようなことが起こってしまう可能性が高まる。そういったことを含めて検討しているのか。

(総務課長)

A： 委員のご質問にお答えをいたします。まず、ハードルを上げていることの話でございます。確かに御指摘のとおり、昨年度はわいせつ等の事案17件が全て免職ということで、他県と数字上の差異が多少見られます。その1年度だけの結果をもって何か決定付けるのは難しいと感じておりますが、昨年度に限定して申し上げると、非常に深刻で悪質な事案に終始してしまい、大変申し訳なく思います。ハードルの高い低いについて、懲戒免職基準そのものは全国の状況をにらみつつ、また教育委員会だけではなく知事部局の状況も勘案の上定めているものであるため、他県と比較をしたときに、突出して高かったり低かったりすることはないと考えております。ただ、細かなところで、例えば、免職処分の一つ手前の停職処分のようなものは、埼玉県では停職6月を一番重いものとしているが、他の自治体の中では停職12月としているところもございます。他県で停職12月に該当するような事案は、埼玉

県では懲戒免職になるケースが大部分と考えております。そういった細かなところでは、多少の差異はあるのが事実ではないかと考えております。

(教育長)

A： 採用選考に関わる問題も御指摘いただきました。私は教育長就任に当たって、最も大きな課題は不祥事の根絶ということをお願いしました。昨年2月の議会で決議を頂いており、このことに対して、非常に重たい課題だと受け止めています。

先ほど、採用試験の面接に御協力いただいたときのお話がありました。私も面接員をさせていただいたこともあります。校長として、すぐにでも4月から今いるスタッフを変えてでも来てほしいと思える教員がいるのかどうか、あるいは、同僚として見たときにこの先生と一緒に働きたいと思える人がいるのかどうかという観点でしっかり面接をしていただきたいというお話もあり、私もそういう立場で面接をしていました。確かに、教員という限られた世界でずっと育ってきた者が多いものですから、なんとなく教員の常識は社会の非常識みたいなことがあります。そういうところは課題があるのではないかとということもあり、PTAの方、あるいは民間企業の人事担当の方、あるいは女性の方、いろいろな立場の方に面接に御協力いただき、広く様々な観点から評価をしていただいて、この人だったら埼玉県の教員として採用してもよいと思える人を採用するべく努力をしているところでございます。引き続き、採用試験の工夫については取組を進めたいと思っております。

それから、広報の在り方というお話かと思いますが、特にわいせつ事案につきましては、個々の児童生徒の心の傷が大きいものですから、保護者の方の御意向などもありまして、本来であれば公表すべき状況についてもなかなか報道機関の皆様詳しくお話ができないことがございます。そうした中で、県民の方にすれば、報道機関から提供された記事や県で広報した県政ニュースなどしか情報が得られないため、この概要だけの御判断となって、この処分かということ、感覚の乖離があるということもあろうかと承知しております。教員を守っているのではないかと御指摘を頂くのですが、不祥事を起こした教員を守ろうということは一切考えておりません。ただ、被害に遭われた児童生徒が1日も早く静かな環境の下で学習に戻ってほしいと、あるいは保護者の方の思いもあるということで、限られた情報の中で提供させていただいているということもあります。御指摘を頂いたことは真摯に受け止めまして、引き続き広報の問題、あるいは、処分基準は決して甘いとは考えておりませんが、周りからもしそのように見られていることがあれば、しっかりと受け止めて、引き続き対応していきたいと思っております。

Q： 1点お聞きしたい。不祥事が発覚するきっかけとしては、その児童生徒が誰かに相談したといった形で発覚するケースも多い。その研修プログラムの中に、不祥事根絶に向けた取組として児童生徒がより相談しやすい、相談が大きな事態に至る前に是正がされるという取組があれば良いと思う。相談体制の拡充といった観点からの不祥事根絶の取組はどう考えているのか。

(総務課長)

A： お配りした研修資料の中にも、例えば、職員自身がハラスメントを受けたり、同僚の指導が良くないのではないかとというようなことに対する相談窓口について、それぞれ記載をさせていただいております。児童生徒、保護者の方も御利用できるものも合わせて、紹介をさせていただいております。御質問にありました、いわゆる電話以外の相談方法については、現状、具体的に何かを検討しているわけではないのですが、例えば、教育局ではいじめについてはSNSの相談を始めたりと多様なチャンネルからいろいろな情報が上がってきている実態もあります。どのようなチャンネルもしくは方法がより効果的、現実的なのかしっかりと状況を見ながら、必要に応じて新しい展開を検討させていただければと思います。

- Q：** 1点目、相談体制の関係で、資料4-2の73ページにあるような公益通報も含めて、どの程度機能しているのか。事件に至る前のものもあるのではないかと。
2点目、保護者はこの存在を知っているのかどうか。

(総務課長)

A： 2点目の御質問を先にお答えしますと、例えば、教職員コンプライアンス相談ホットラインであれば、開設したときにリーフレットを、各学校を經由して配布をさせていただいております。県の教育委員会のホームページの方にもそのホットラインのことも含めて様々な相談窓口の情報を一元的に掲載しております。

相談ホットラインの相談状況を具体的に申し上げますと、令和元年度、新設をしました1年目には96件の御相談がございました。相談者の内訳としては、やはり教職員と保護者の方が多くから1番目、2番目という状況でございます。

今年度については、2月の下旬までで52件の御相談がございました。当初、この相談ホットラインを設置した一番大きな理由が同僚の方からの情報提供に重きを置いていたのですが、実際に設置をしてみると、そういったものだけではなく、保護者の方からの情報提供であったり、もしくは現実に既に困ってしまっていて御相談を頂くというようなことも含めて、当初の予定よりは幅広い機能を果たしている状況でございます。

- ：** いろいろな窓口が他にもあるようであるが、実際にはどこに掛けたらいいかわからない。このホットラインも使いやすいように周知してもらいたい。(要望)

Q： 1点目、懲戒処分件数の推移の中で、39件と令和元年度が最も多い件数となっている。この中に、教職員の管理職たる校長先生や教頭先生がいたのかどうか。ここ数年の事案を含めて、どういった案件であったかも併せて伺う。

2点目、教員採用選考試験における採用面接の工夫・改善というところで、専門家の意見を取り入れながら面接の質問を工夫しているとの答弁の中で、教員は一人で教えるということがあっても、組織の中にあっては組織の一員であるので、個人としてのプレーはなるべく控えていただきたいという視点に立った質問をされている、また、生徒との関係での倫理観を問うとのこと伺った。これだけ増えてきている事案がある中で、これから教員を目指そうとする方たちに対する面接なので、人権という観点はもちろん必要であるが、やはりここはもう一歩踏み込んだ質問があってもいいのではないかと思う。大分増加傾向にあるので、あえてその場で釘を刺すというか、そういうもう少し幅広い視点が必要なのではと思う。もちろん専門家の意見を取り入れながらということではあるが、この点について併せて伺いたい。

(総務課長)

A： 1点目、処分者の中に校長及び教頭が含まれているかという御質問でございます。令和元年度の中には校長1名が含まれております。この者は既に報道されておりますが、パチンコ店の両替機に残っていたお金を自分のポケットに入れたということで処分を受けております。今年度も1名が懲戒処分者の中に含まれております。これは、管理監督責任ということで、所属の職員が懲戒処分を受けたのと合わせて、日頃の管理監督がやや不十分なところがあったということでの処分でございますので、この人自身が何かをしたということではないものでございます。平成30年度ですと、小・中学校と県立学校を合わせて、4名の管理職が懲戒処分を受け、4名のうち1名は管理監督責任、残りの3名は不祥事を起こして処分を受けたという状況でございます。

(教職員採用課長)

A : 2点目、採用選考試験についてのお尋ねにお答え申し上げます。もう一步踏み込んだ質問をとの御提案かと存じます。今後も専門家などから話を伺って、そこは研究してまいりたいと思っております。なお、個人面接の試験におきましては、当然点数を付けるわけなのですが、評価項目を五つ設けております。一つ目は、意欲・情熱、二つ目は、明朗性・協調性、三つ目は判断力、四つ目は使命感、そして五つ目に倫理観ということで、この倫理観のところ、そういったやり取りの評価をさせていただきます。

Q : 管理職の不祥事は、令和元年度1名、令和2年度1名とここ数年、毎年校長先生のそういった事案が発生している。

不祥事防止研修プログラムは本当に事細かく、現場に即した心理も突きたいプログラムだと思う。6ページの当事者意識を持つということも本当に必要な意識だと思う。指導者である管理職の方にこうしたプログラムをマニュアル化することが難しいことだというのは分かるが、事案が発生しているわけだからそういった視点を持った指導を教育局の方から指摘することも必要になってくると思う。管理者に対する指導もプログラムの中で行うことを考えているのか。

(総務課長)

A : このプログラムそのものは、管理職の方はこのページでというように切り分けて作成はしていませんが、県立学校も小・中学校も初めて管理職になる者については、新任の該当者を集めた研修の際に、不祥事の事も取り上げています。また、管理職を選考する際に選考の中で、不祥事の事を取り上げて、不祥事に対してどんな認識を持っているのかというのが評価の一つのポイントになっているという状況がございます。先ほども申し上げましたが、職位に関わらずに、一人一人の教職員がしっかりと自覚を持って当事者意識を持ってやっていただきたいという側面と平行して、一つ一つの職場単位で自分たちの職場から不祥事は絶対に起こさないという視点を持っていただきたい。このうち後者については、やはり管理監督者が中心となってしっかりと取り組んでいただくべきものだと考えておりますので、今までやってきたつもりではございますけれども、校長会議、教頭会議、事務長会議等、管理職を集める会議の際にはこういったものをポイントポイントで使わせていただいて、しっかりとタイムリーな情報を提供するとともに当事者意識を醸成していく必要があると考えております。

Q : 事案が管理職の方にも発生している中で、新しく着任する校長先生、教頭先生に対するプログラムはあると言いつつも、対応は今までと同様変えないというのはいかがか。現場で教員の上に立つ方たちで、長いこと経験している方たちが起こした事案だから、一般の教員の方たちと同じ形で指導や管理をするよりも別の視点というの必要になってくると思うがいかがか。

(総務課長)

A : 御質問のとおり、その時々々の傾向や直近の状況をリアルタイムにいろんな取組に反映させていくべきだと考えております。しっかり具体的な事例も交えながら一般論化しないようにアプローチをして、なおかつ現実には管理職員が不祥事を起こしている事例もここ数年起きておりますので、そういったところを踏まえた内容にしていきたいと考えております。

Q : 1点目、資料4-1の懲戒処分件数をどう分析しているのか。普通は、問題が発生すると対策を取って年々努力をして少しずつでも下がってきているとしたいところだが、平成22年には38件で平成31年でも39件である。これを、どう見

ているのか。

2点目、令和2年の主な取組である精神科医、大学教授などのアドバイスがどう役立っているのか。「わいせつ行為の不祥事防止について、加害者心理等を踏まえた内容に。」とあるが、効果的であった事例があれば紹介していただきたい。プログラムを読ませていただくと不祥事を起こした人は、最初は「やっちゃった」と思うけれども、だんだん慣れて自分はいいと思ひ、そのうちに自分の意志とは関係なくそれが普通になってしまう。依存症についてはきちんとした治療をしないと治らないと思う。自分ではどうにもならないという点で、この問題はどうか。

3点目、採用面接の工夫・改善の効果ということで、教育長自身も採用面接を行ったことがあるとのことだったが、私はこのプログラムを読んだが、20ページの岡山県教育委員会の資料で、新たな視点による不祥事の分類によると、確信犯、いわゆる頭では分かっているけれども気持ちが言うことを聞かない、21ページには、周囲の発言例として、「大したことではない。」、「よくあることだ。」とあるが、埼玉県の場合は実態はどうか、またどう対応しているのか。私は、教員だからといって特別な人間ではないと思う。そういう面では、自主性を尊重する、それから職場の民主主義、自分が悩みがあったら気楽に言うことができる、気楽に聞いてあげられる、そのような職場の民主主義の大切さを非常に感じている。教育局と知事部局があるが、言われたら上を見て従う、そういった面では、自分自身が管理職になると校長としての責任からも、学校で何か起こしたらいけないという管理面で、一人一人の教員が生き生きとやっているかどうかということよりも、管理しなければならない、問題を起こさないようにしなければならないという点で、かなり大変そうだなと実感している。

(総務課長)

A： 1点目、懲戒処分件数の推移についてどのように分析しているかについてです。教育局を上げて対策を講じている中で右肩下がりになってしかるべきではないかという思いは強くございます。教育振興基本計画の目標では根絶ということになっておりますので、少しでも早く減少させて、その先に根絶というものを目指してしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

2点目、専門家のアドバイスがどんなふうに関立っているのかについてですが、資料4-2の23ページ「認知の歪みと行為の正当化」において客観的な事実を見たり聞いたりしたときに自分の都合のいいように事実を捻じ曲げて解釈をしてしまう傾向が人間誰にでもありますよということを記載させていただいております。24ページには学校の先生方により分かりやすく記載しており、「子供から頼られると自分しかいないんだ。」と「子供を守れるのは自分だけなんだ。」という意識であったり、「ある生徒は自分に好意を持っているんだ。」という認識をしてしまうというところは専門家のアドバイスが大変役立っているところでございます。2月に策定をして配布したところですので、具体的に役立った事例については、今後整理をしていきたいと考えております。

(教職員採用課長)

A： 3点目、採用選考試験の面接についてのお尋ねについてお答えを申し上げます。先ほどからのお話の中でも、当事者意識との言葉は何度か出てきていると思います。そういった当事者意識を持っているかどうかというところを、面接試験で把握するよう努めているところでございます。例えば、教員と児童生徒との距離感を問うという質問の際、受験者の中には、それに対してどのように答えてよいか迷う方もいれば、あるいは、そのようなことについて良いのか悪いのか判断が付かないような方も若干おります。そういった中で、倫理観を持ち合わせているのかどうか、今の面接の中で見極めているところでございます。

Q： 1回でもつらい体験をしたお子さんには一生関わってくることである。そういう面で、人間として誰でも個性豊かに全面発達する権利があるという立場で頑張っていたきたい。決意を教育長から頂きたい。

(教育長)

A： 今年度、年度当初から新型コロナウイルス感染症の関係で子供たちには本当につらい1年を過ごさせてしまいました。私もプログラムの挨拶文の中でも書かせていただいておりますけれども、そうした非常に厳しい状況の中でも子供たちは一生懸命学校に通い、保護者の方も学校の取組に御理解を頂いて何とかここまで教育活動が続けてくることができました。教育というのは今更申し上げるまでもありませんけれども、児童生徒、保護者の方の学校への信頼、そして、議会をはじめ県民の皆様の学校に寄せる信頼があって初めて成り立つものだと思っております。連続して不祥事が発生しておりますことについては誠に申し訳ないと思っておりますが、1件でも2件でも少なくして最終的には0を目指したいという思いがありまして、取組を進めているところであります。私も学校におりまして、職員に対して再三研修をしてきた立場ではありますけれども、先ほども数字で申し上げましたようにほとんどの教員が一生懸命毎日頑張っているという状況で、また不祥事があつたら気を付けようという話をして「私は大丈夫です」、「私は心配ないですから」とみんな思っているわけです。そうした状況の中で一人一人の奥底にまで、もしかしたら交通事故を起こしてしまうかもしれない、何かの拍子で不祥事につながってしまうかもしれない。そういうことを我が事としてしっかり胸の中に持ちながら仕事をさせるということに難しさを感じております。そうした意味で教職員が一つにまとまれるような言葉を何か作れないかということで、今回キャッチフレーズを作らせていただいたところでございます。子供たちは未来を創っていく、国の宝、埼玉県の宝であります。その未来を創っていく子供たちを育てるという責任が私たちにはあるんだと教員がしっかり自覚をして、教員という仕事は子供たちの全人的な成長を間近で見られる非常に尊い仕事だと思っておりますので、その仕事の尊さをしっかり認識をして県民の皆様、児童生徒、保護者の皆様の信頼に応えられるよう、より良い教育の実現に向けてしっかり取り組んでまいります。

Q： 資料4-2の39ページに「体罰等」があるが、体罰は絶対やってはいけないというのが前提だが、我々の頃は先生方に叱っていただいて曲がった道をまっすぐにしてもらったという経験も少なからずある。受けた側が恐怖を感じていたりするだろうが、萎縮はしてほしくないと思う。教育委員会は教員を守ってほしいと思っていて、特に高校生になると大学に行かない生徒については、社会に出る最後の砦となる。社会は甘くない部分もある。大きな声を出してはいけないということも書いてあるが、間違っただけをすれば大きな声も出るし、そこまでここに書く必要があるのかというのもある。言い方は考えなければならないが、何度注意しても全く指導に従わない生徒への指導についての匙加減は教育委員会としてはどう考えているのか。

また、熱い先生は必要だと思っているが、教育委員会としてそういった先生を育てていくことへの考えはいかがか。

(教育長)

A： 子供たちの全人的な成長を見届けるというのが学校の大きな役割であります。知識を身に付ける、教養を身に付ける、体を鍛える、道徳心を育てるということもありますが、他方で社会に出てからの社会人としてのルールをしっかり身に付けた上

で、社会に巣立っていくということが大事だと思っておりますので、いろいろな場面がございますのでそういう場面に遭遇した時に、基本的な考え方をしっかり持った上で体罰はいけない暴言はいけない不適切な声掛けはいけないということをしつかり踏まえた上で、その生徒にとって今何が大切なのかということを考え、毅然とすべきところは毅然とした態度でしっかり指導できるように教員を指導してまいります。